

大規模災害時における
業務継続計画

令和5年4月

岡山県

目 次

第 1	計画の基本的な考え方	
1	目的	1
2	概要	1
3	岡山県庁BCPの基本方針	2
4	岡山県庁BCPの位置付け	3
5	岡山県庁BCPの対象組織	3
6	岡山県庁BCPの運用体制	3
第 2	被害状況の想定	
1	起こりうる災害の検討	6
2	県内全体の被害想定	9
3	県庁舎の被害想定	11
第 3	非常時優先業務	
1	非常時優先業務の定義	13
2	非常時優先業務の期間	13
3	非常時優先業務の選定	13
第 4	必要資源に関する分析と対策	
1	目的	15
2	内容	15
3	職員	16
4	県庁舎・電力	25
5	情報通信関係	32
6	その他	43
第 5	指揮命令系統の確立	48
第 6	岡山県庁BCPの定着・訓練	
1	計画の定着	48
2	訓練等の実施	49
第 7	業務資源の確保等に関する今後の取組	49
第 8	計画の持続的改善	50

第 1 計画の基本的な考え方

1 目的

「東日本大震災」では、想定をはるかに超える地震・津波により、多くの人命が失われ、甚大な被害が発生した。この震災の教訓から、これまでの地震・津波対策の大幅な見直しを行い、最新の科学的知見に基づき、南海トラフにおいて想定される最大クラスの地震「南海トラフ巨大地震」を想定し、国及び岡山県ではその被害想定を公表した。

岡山県に大きな被害がもたらされた昭和南海地震（昭和 21 年）が起きてから 70 年以上経過しており、南海トラフにおける次の大地震の発生の可能性が高まってきている。国の地震調査委員会の報告によると、今後 30 年以内にマグニチュード 8～9 クラスの規模の地震が発生する確率は、70～80%とされており、その発生が危惧されている。

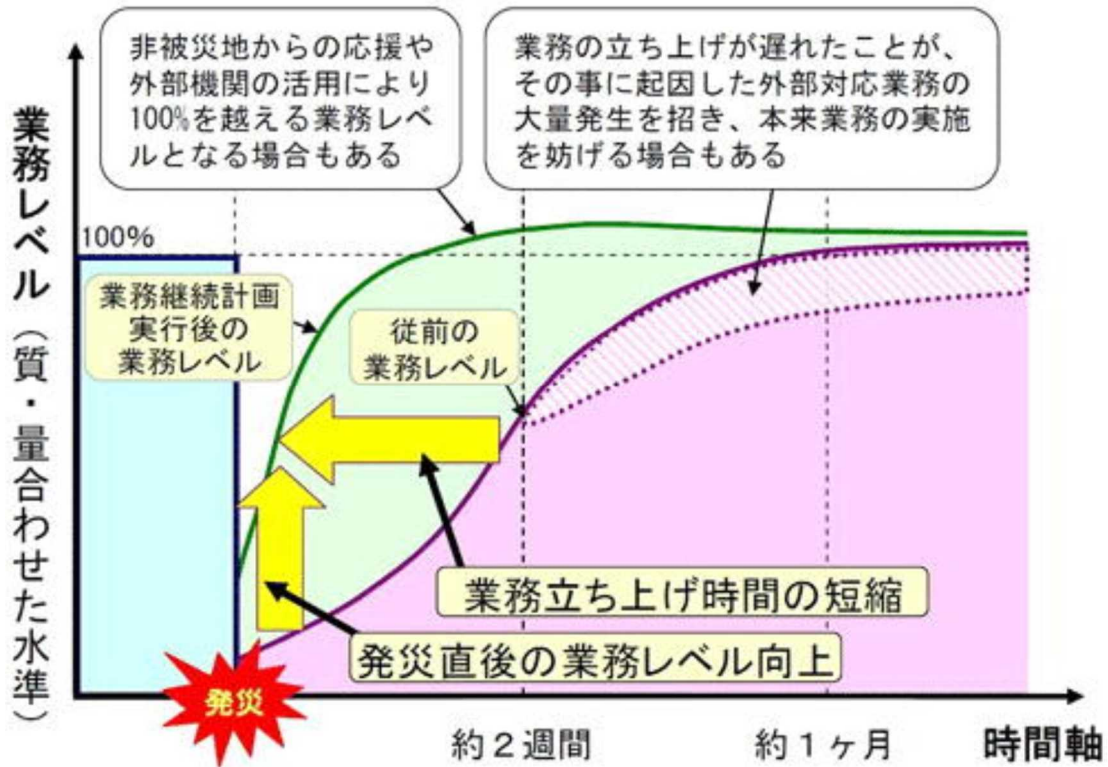
このような大規模地震等による災害が発生した場合でも、地方公共団体である岡山県として適切な業務遂行を実施できるよう「大規模地震等災害発生時における業務継続計画」を策定し、実効性の確保の促進を図ってきたところである。

その後、東日本大震災の教訓や平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害など近年の災害事例等を踏まえ、「大規模災害時における業務継続計画」（以下「岡山県庁 B C P」という。）として改定し、内容の拡充等を図ったほか、平成 30 年 7 月豪雨災害の教訓等を踏まえた見直しを行った。

2 概要

岡山県庁 B C P (Business Continuity Plan) は、知事部局、企業局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、教育庁を対象とし、応急業務（災害発生時の災害応急対策業務及び復旧・復興業務のうち早期実施の優先度が高いもの）及び通常業務のうち業務継続の必要性が高いものを非常時優先業務として実施する体制を確保するために、事前に必要な資源（職員、庁舎、資機材等）の確保・配分に係る課題を整理し、必要な対策を検討しておくことにより、災害発生後の業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図る計画である。（※図 1-1 参照、非常時優先業務については「第 3 非常時優先業務」P13 参照）

図 1-1 業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ



3 岡山県庁BCPの基本方針

大規模災害が発生した場合において、県民の安全・安心を確保することが県の重要な責務であり、次の方針に基づいて岡山県庁BCPを策定し、実践する。

<基本方針1> 非常時優先業務中心主義

県は、大規模災害発生時には、県民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめることが第一の責務であることから、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。

非常時優先業務以外の通常業務は、発災後しばらくの間、積極的に休止するか、または、非常時優先業務の実施に支障のない範囲で実施する。

<基本方針2> 資源確保の全庁主義

非常時優先業務に必要な職員、庁舎、資機材等の資源の確保・配分に当たっては、限られた資源を最大限に有効活用するため、全庁横断的に迅速かつ柔軟に調整する。

4 岡山県庁BCPの位置付け

岡山県防災会議（会長：岡山県知事）は、災害対策基本法に基づき、県地域防災計画を作成し、県全体の防災対策を取りまとめている。県では、県地域防災計画に基づいて、県災害対策実施要綱を作成し、県庁が行う防災対策を定めており、その実施に当たっては、別途、実施要領を定めることとしている。

岡山県庁BCPは、その実施要領の一つとして、県庁舎（本庁舎、県民局庁舎、出先機関庁舎）が被災するという最悪の事態を前提に、発災後のヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、県が、非常時優先業務を実施するために必要な資源の確保対策を事前に検討するとともに、災害時の資源管理や非常時優先業務をいつの時期にどの程度実施するか目標時間を管理することで、緊急時の対応力を高めることに主眼を置いて定めた。

5 岡山県庁BCPの対象組織

災害時に県が実施すべき業務を円滑に遂行するためには、本庁部局や各県民局、出先機関が連携し、確実な業務継続体制を確立することが必要な条件となる。

したがって、岡山県庁BCPでは、県庁舎において業務を執行している知事部局、企業局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、教育庁を対象とする。

6 岡山県庁BCPの運用体制

県地域防災計画、県災害対策実施要綱で定められた体制による。

南海トラフ巨大地震による被害想定では、広い範囲で震度5強以上の揺れが想定されていることから、県では県災害対策本部・地方災害対策本部を設置し、全庁体制となる非常体制をとる。（表1-2 参照）

表1-2 防災体制の内容及び時期

種別	内容	時期
注意体制	特に関係のある部課の職員の少数人数を配備し、主として情報収集、連絡活動を行い、状況によっては更に上位の体制に迅速に移行し得る体制とする。	○津波注意報
警戒体制	災害応急対策に関係のある部課の所要人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに上位の体制に移行し得る体制とする。	○震度4又は長周期地震動階級3 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）
特別警戒体制	災害応急対策に関係のある部課の所要人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに非常体制に切り替え得る体制とする。	○津波警報 ○震度5（弱）又は長周期地震動階級4 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

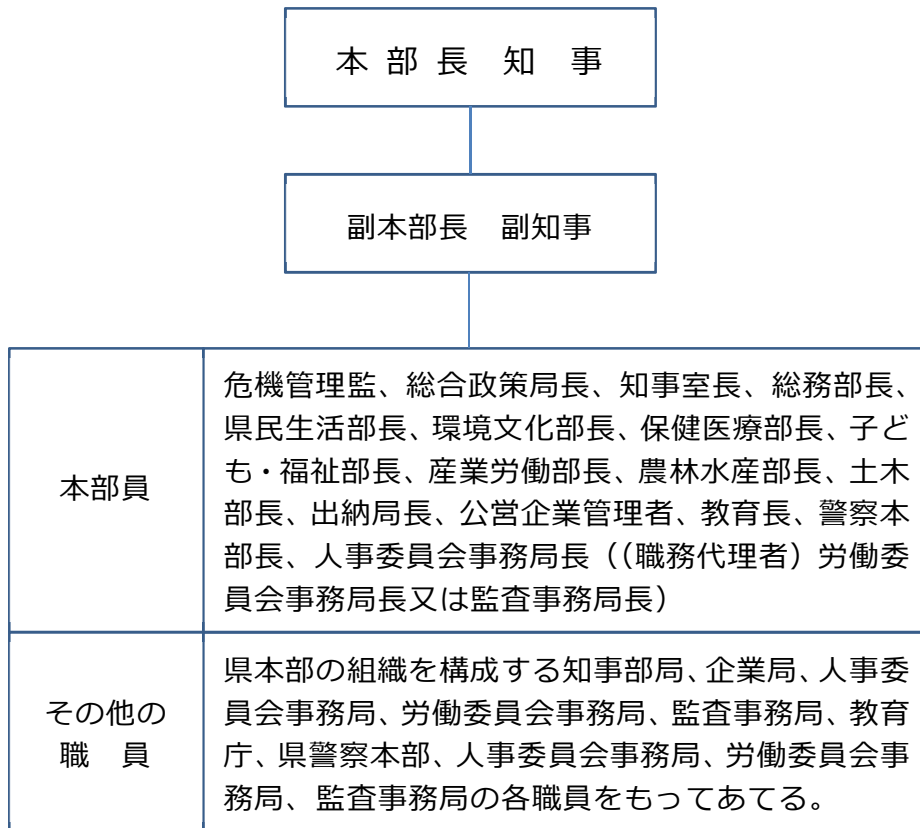
非常体制	<p>① 災害応急対策に関係のある部課の所要人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急対策を迅速かつ強力に実施するとともに、災害の規模等に応じて他の部課の応援を得るなどして十分な人員を配備した体制とする。</p> <p>② ①に関わらず、県内で震度5強以上の地震を観測した場合、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合又は県下広範囲に甚大な被害が発生した場合は、原則として全員配備とする。ただし、所属長は災害の規模等を確認の上、配備人員等について適宜の指示をすることができる。</p>	<p>○大津波警報</p> <p>○震度5（強）以上</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</p>
------	--	--

（出典：「岡山県災害対策実施要綱」）

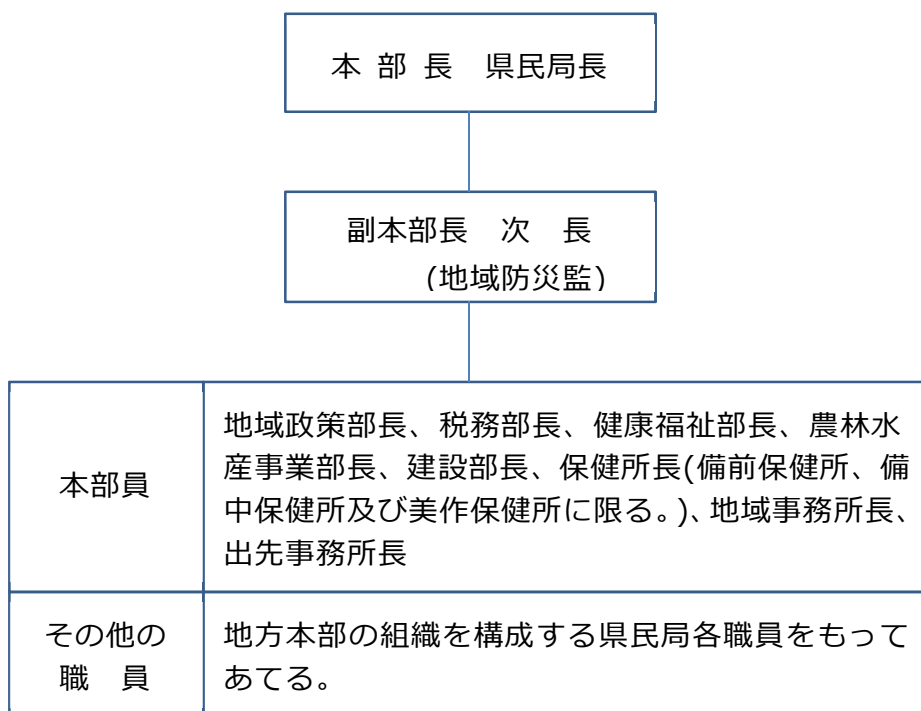
なお、県本部の構成については、災害対策基本法第23条の規定及び岡山県災害対策実施要綱により、また、地方本部の構成については各県民局防災計画要綱等により、それぞれ次のとおりとする。（表1-3参照）

表 1-3

【県災害対策本部】



【地方災害対策本部】



第2 被害状況の想定

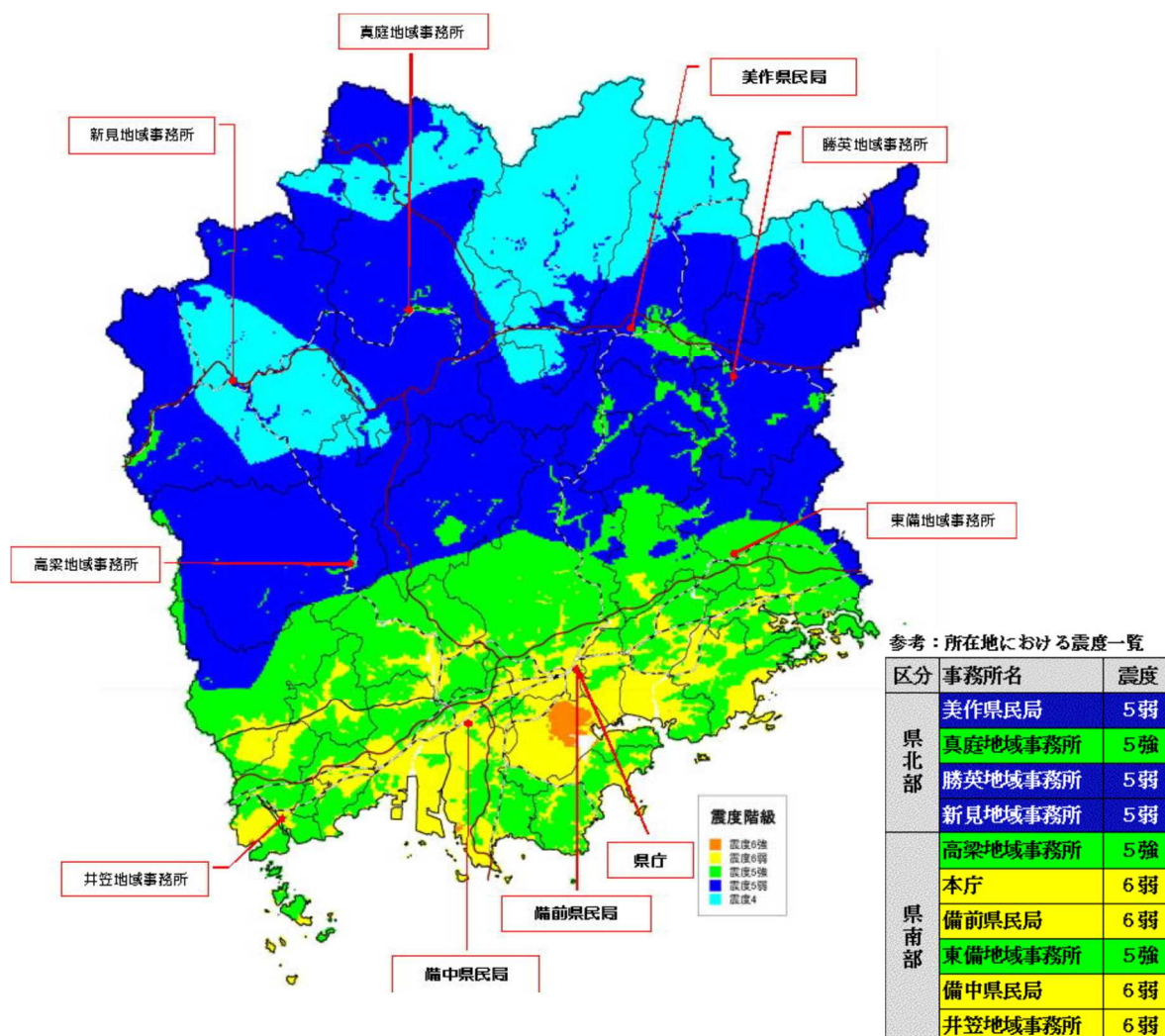
1 起こりうる災害の検討

(1) 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震（M9クラス）では、県南部で最大震度6強が想定され、特に岡山市南区の干拓地で震度6強が広く現れている。岡山市や倉敷市等の市街地では概ね震度6弱の揺れで、県南部の海岸地域では2～3mを超える津波に襲われるなど、県全体の被害想定は最大で死者が3,111人、全壊・大規模半壊棟数が30,974棟となるほか、ライフラインや交通施設においても広域的な被害が予想される。（図2-1、図2-2、図2-3参照）

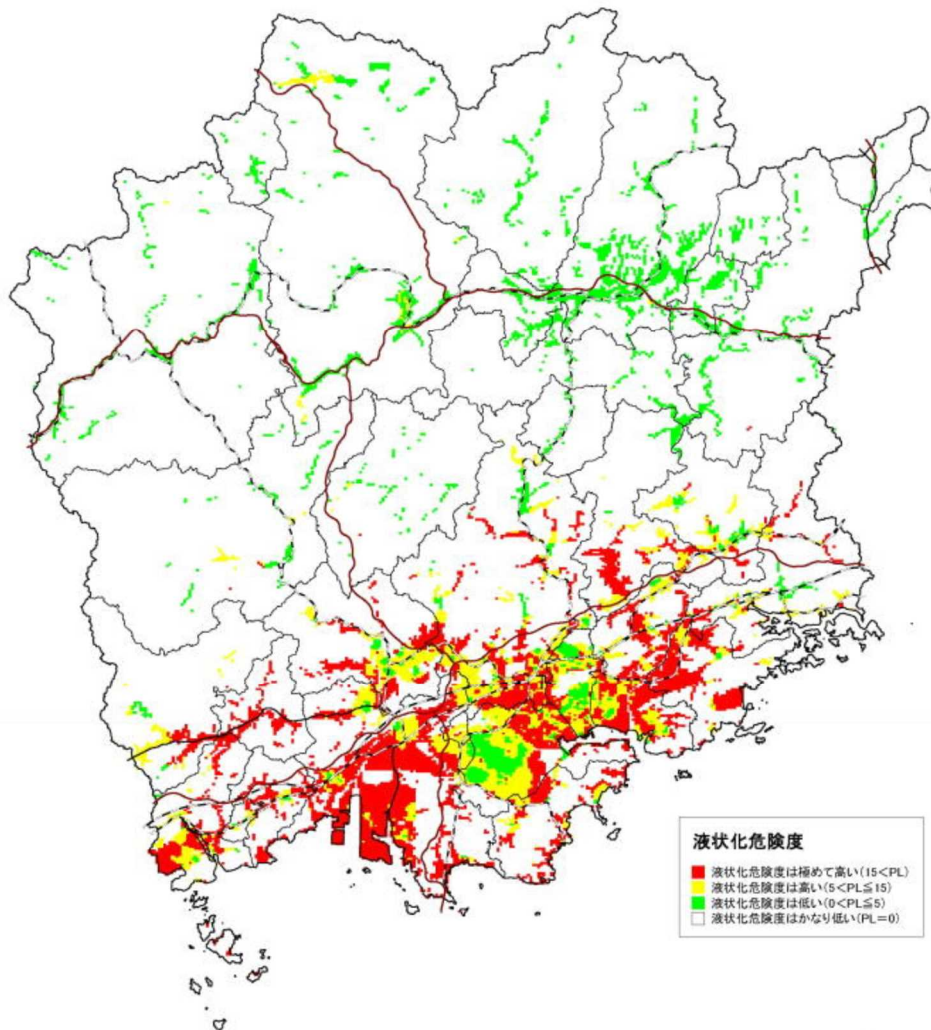
一方、県北部は一部で最大震度5強が想定されるものの、震度5弱又は4以下が多くを占めており、揺れによる建物被害や人的被害等はほとんどなく、ライフラインも発災直後は停電等により支障がでるが、県南部に比べて早期に解消される。

図2-1 南海トラフ巨大地震による震度分布図



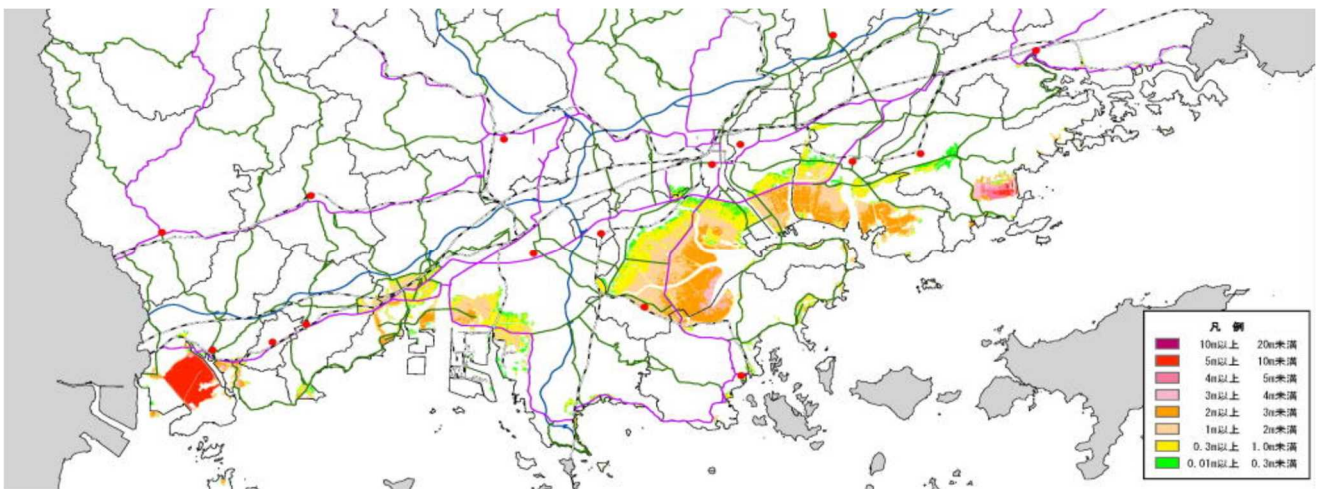
（平成25年6月「岡山県地震・津波被害想定詳細調査業務報告書」岡山県危機管理課）

図 2-2 南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図



(平成 25 年 6 月「岡山県地震・津波被害想定詳細調査業務報告書」岡山県危機管理課)

図 2-3 南海トラフ巨大地震による津波浸水想定図（地震直後に堤防等が破壊）



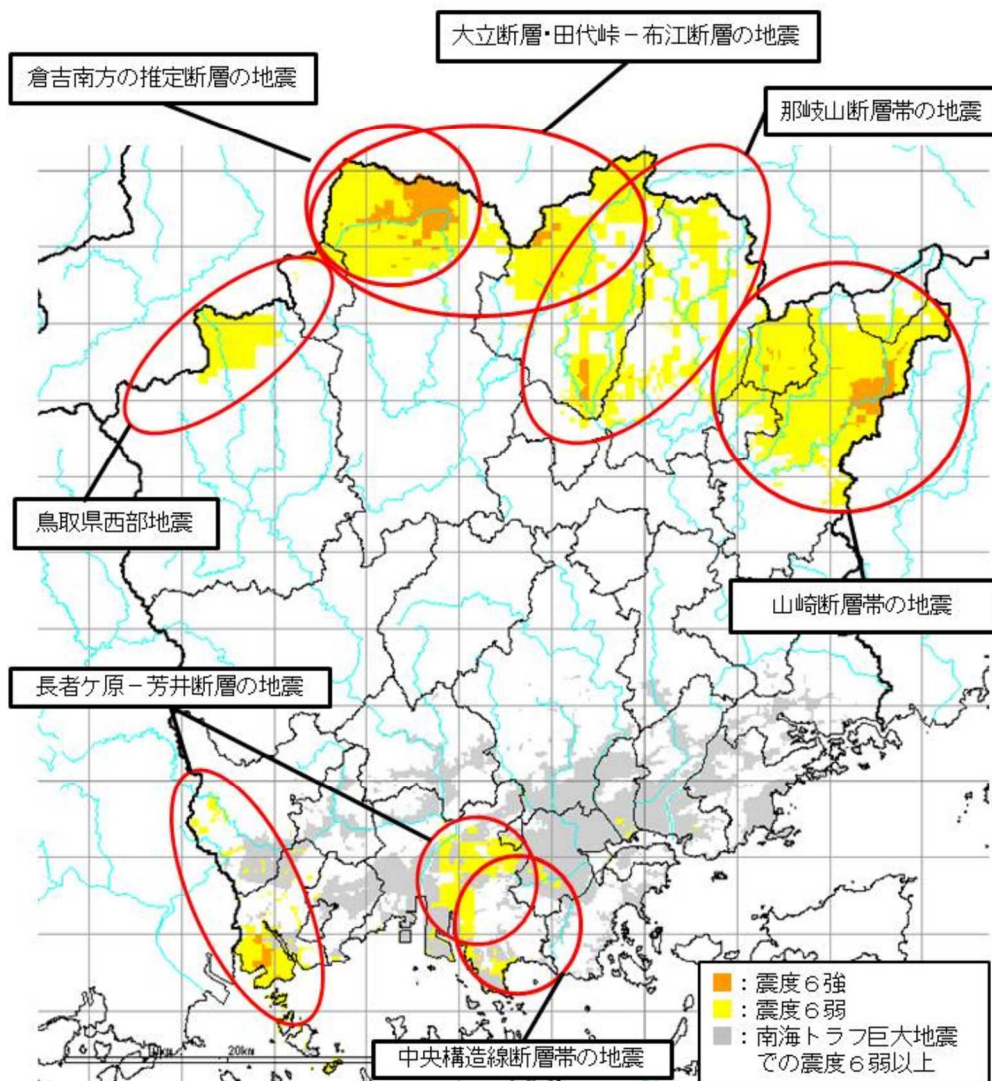
(平成 25 年 6 月「岡山県地震・津波被害想定詳細調査業務報告書」岡山県危機管理課)

(2) 断層型地震

発生確率は低いものの、県内に被害の発生が懸念される7つの断層型地震が想定されている。「長者ヶ原－芳井断層の地震」では、県内で最大震度6強が想定され、倉敷市、笠岡市を中心に建物全壊が約850棟、死者数40人という断層型では最大の被害が想定されるが、県全体としては南海トラフ巨大地震の被害想定を上回るものではない。また、県北部では「山崎断層帯の地震」が最大で、震度6強の揺れに襲われ、建物全壊が約600棟、死者数33人と甚大な被害が想定されるが、県全体からみれば被害地域は限定的である。（図2-4参照）

図2-4

断層型地震における震度6弱以上の地域図



岡山県に被害の発生が懸念される断層型地震の被害想定（平成26年5月 岡山県危機管理課）

(3) その他の大規模災害

地震以外の大規模災害が発生した場合においても、当該災害の事態の推移に応じ、本計画を参考にすることとする。

2 県内全体の被害想定

岡山県庁BCPの検討に当たって前提とする被害の想定は、県全体で被害が最大となる南海トラフ巨大地震のものとする。その内容は以下のとおりである。

(表 2-1)

表 2-1 南海トラフ巨大地震の被害想定

想定項目		被害状況及び復旧予測等
震度	県全体で震度 4～6 強	
	軟弱地盤を含む県南部の広い範囲で震度 6 弱	
	軟弱地盤以外の領域でも県北端までの広い範囲で震度 4～5 強	
津波	県沿岸部の市において、津波による浸水被害が想定される。	
	津波高	2 m～3 m (最大津波高：倉敷市・笠岡市 3.2m)
建物被害	県南部を中心に被害が分布し、主な原因は揺れ、津波、液状化等による。	
	全壊棟数	14,764 棟(内訳 揺れ 4,690 津波 8,817 液状化等 1,257)
	半壊棟数	12,309 棟
火災被害	焼失棟数	3,901 棟
人的被害	死者数	3,111 人
	負傷者	11,745 人
	避難者	約 34 万人 (発生直後)
交通機能支障	一般道路	<ul style="list-style-type: none"> ・県南部では強い揺れにより被害箇所数が多く、国道 2 号、30 号で多くの被害が発生する。 ・笠岡市周辺の国道 2 号と岡山市南区の国道 30 号で津波の浸水による被害が発生する。 ・発災当日から 2 日程度で順次、道路啓開により通行止め箇所は減少するが、避難や安否確認、応急対策や復旧作業等に伴う車両で渋滞が発生する。 ・緊急輸送道路等の重要な道路については、1 ヶ月程度でほぼ復旧する。
	高速道路	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後は、瀬戸中央自動車道（児島-坂出）及び山陽自動車道点検のため通行止めとなる。 ・発災当日から 2 日程度で、瀬戸中央自動車道及び山陽自動車道は点検終了後、交通規制により緊急通行車両のみ通行可能となる。
	鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後は、山陽新幹線、在来線各線が被災状況と安全点検のため不通となる。 ・発災当日から 2 日程度で、県北部の揺れが小さい地域から在来線が運転を再開するが、被害の大きい県南部では復旧に 1 ヶ月程度を要する。
	空港	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後は岡山空港は一時的に閉鎖されるが、安全確認後、発災当日から 2 日程度で、運用を再開する。

出典：「岡山県地震・津波被害想定詳細調査業務報告書」（平成 25 年 6 月：岡山県危機管理課）

「南海トラフの巨大地震による被害想定（第一次報告）」資料(平成 24 年 8 月：中央防災会議)

「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）」資料(平成 25 年 3 月：中央防災会議)

想定項目		被害状況及び復旧予測等
ライフライン支障	上水道	<ul style="list-style-type: none"> 水道供給施設や配水管等の損傷等及び停電により断水が生じて約93万人（断水率48%）が断水被害を被る。 1日後には、給水車等による応急給水対策を開始し、電力の回復により断水率は27%までに回復する。 1週間後には、応急復旧作業が本格化し、断水率は15%まで回復、被害の小さい県北部では断水は解消される。 1ヶ月で応急復旧の大部分が完了する。
	下水道	<ul style="list-style-type: none"> 津波で浸水した下水道処理施設や揺れによる下水道管の損傷等及び停電により機能支障を生じ、約100万人（支障率85%）が支障を受ける。 1日後には、電力の回復により支障率は34%まで回復する。仮設トイレ・簡易トイレが設置される。 上水道復旧が優先されるため、上水道の管路被害が大きい県南部では、1週間までは下水道の復旧が進まないが、県北部で支障が解消される。 1ヶ月で下水管路の応急復旧が完了する。
	電力	<ul style="list-style-type: none"> 家屋倒壊等により電柱被害が発生する。 広域で停電が発生し、約91万軒（停電率78%）が停電となる。 1日後には、系統の切り替えにより多くの地域で停電が解消され、停電率は約2%となる。県北部では停電が解消される。 1週間程度で応急復旧が完了する。
	通信	<ul style="list-style-type: none"> 電力と同様、家屋倒壊等により電柱被害が発生する。 固定電話は、直後は停電による不通が生じ、78%の回線で不通となるが、1日後には、停電の回復により不通率は2%までに回復する。 携帯電話は、基地局の非常用電源及び停電の回復により大きな不通エリアは生じない。 電力より少し遅れ、約2週間程度で応急復旧が完了する。
	都市ガス	<ul style="list-style-type: none"> 県南部において、緊急停止装置による停止及び管路被害により地震発生直後で約30%の供給停止となる。 安全が確認された地域では順次供給を開始する。 1週間後ぐらいから応急復旧が本格化し、1ヶ月後には回復する。

表 2-2 ライフライン被害

	区分	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率
上水道 (人)	給水人口	約933,000	48	約525,000	27	約283,000	15	約14,000	—
下水道 (人)	処理人口	約1,017,000	85	約402,000	34	約399,000	33	—	—
電力 (軒)	復旧対象電灯軒数	約906,000	78	約23,000	2	—	—	—	—
固定電話 (回線)	回線数	約346,000	78	約8,000	2	約4,000	—	—	—
都市ガス (戸)	復旧対象需要家数	約31,000	26	約29,000	25	約22,000	19	—	—

3 県庁舎の被害想定

業務を継続する上で必要な県庁舎やライフライン等の必要資源について、南海トラフ巨大地震により、県南部で震度6弱以上の強い揺れに襲われる県庁舎が受ける被害状況と復旧予想を次のとおり想定する。

震度5強又は5弱以下の揺れが想定される地域に所在する県庁舎については、一部損傷や停電等が予想されるものの、庁舎等使用不能となる程度の損傷はないものと想定される。

【震度6弱以上の強い揺れに襲われる県庁舎が受ける被害状況等】

	被害状況	復旧予想
庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性の低い庁舎（本庁舎（本館））では、倒壊の危険性がある。 井笠地域事務所は2 m以上の津波の浸水が想定される。 耐震性の高い庁舎（本庁舎（東棟）、西庁舎、議会棟（旧館）、議会棟（新館）、分庁舎、県民局・地域事務所庁舎）は、建物の一部は損傷するが倒壊に繋がる躯体の損傷はないと想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性の低い庁舎及び津波の浸水が想定される庁舎は利用できない可能性が極めて高い。 耐震性の高い庁舎は、安全性の確認を行い使用することが可能と予想される。
建物内部	<ul style="list-style-type: none"> 固定されていないオフィス家具（ロッカー・キャビネット等）が転倒・移動し、身体への危険が懸念される。 パソコンが机上から落下し故障する可能性がある。ガラスの破片や机上の書類等が散乱する。 	<ul style="list-style-type: none"> オフィス家具の再設置や、ガラス破片及び書類等の整理、片付けに1ヶ月（免震構造の西庁舎、備前県民局本館は1日）程度以上を要する場合があると予想される。
給水設備	<ul style="list-style-type: none"> 設備・配管等が破損し、使用不能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 貯水槽の耐震対策が行われていない庁舎では、復旧までに6ヶ月程度を要すると予想される。 対策済の庁舎でも、上水・下水本管の復旧に数ヶ月要すると予想される。
排水設備	<ul style="list-style-type: none"> 機能しなくなり、水洗トイレが使用不能となる。 	
電力	<ul style="list-style-type: none"> 断線等により外部からの電力供給が中断する。 本庁は、非常用発電機により72時間は発電可能だが、漏電、断線等により本庁舎（東棟）以外への電力供給が不能となる。 危機管理課の防災通信設備の電源は、専用の非常発電機により3日間程度確保される。 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性の低い庁舎は、断線等により使用不能となる可能性が高い。 地域全体の電力は1日程度でほぼ回復すると予想される。
電話	<ul style="list-style-type: none"> 通信網の損傷による通信不能の可能性はある。 防災行政無線、衛星電話は防災専用の非常用発電機により3日間程度使用可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般固定電話は、1日後にはほぼ回復するものの、当分の間輻輳が予想される。 本庁の内線電話等は、本庁舎（本館）の損傷により回線の切断や機器の損傷で、復旧までに最大6ヶ月程度を要すると予想される。

なお、断層型の地震においては、県庁舎等の所在地はすべて震度 5 強又は 5 弱以下であり、県庁舎の建物の一部損傷や停電等が予想されるものの、庁舎等使用不能となる程度の損傷はないものと想定される。

また、その他の災害においても、庁舎等使用不能となる程度の損傷はないものと想定される。

第3 非常時優先業務

1 非常時優先業務の定義

非常時優先業務とは、県民に与える社会的影響の観点から大規模災害が発生した場合においても優先して実施すべき業務をいう。

具体的には、大規模地震等の災害発生後直ちに実施しなければならない災害応急対策業務や復旧・復興業務のうち早期実施の優先度が高いもの（以上、応急業務）のほか、通常業務のうち中断することで県民生活の維持等に大きな影響を及ぼす業務で、業務継続の優先度が高いものが対象となる。

【非常時優先業務のイメージ図】



2 非常時優先業務の期間

岡山県庁BCPでは、非常時優先業務を選定し、優先的に実施する期間を、資源が著しく不足し混乱する発災直後から、業務実施環境が概ね整って通常業務への移行の目途が立つと考えられるまでの1ヶ月間とした。

3 非常時優先業務の選定

県地域防災計画等に定める「応急業務」と、「優先すべき通常業務」の2つの区分により検討し、1,447の業務を選定した。

【非常時優先業務】

区 分	業務数	主な業務
応 急 業 務	1,067	災害対策本部・災害保健医療福祉調整本部の設置・運営 災害情報の収集・伝達、リエゾン派遣、県民向け広報 避難所支援、物流網の確保、広域物資拠点の運営 救急医薬品の確保・供給、要配慮者への支援 庁舎被害状況の把握と応急対応、職員の安否確認 交通機関の被害・運行状況の把握 有料道路の無料化措置 道路情報・交通規制情報の収集と伝達 災害廃棄物の発生状況把握・支援方針の策定 民生・農林水産・土木関係等の被害状況の把握・復旧 庁用自動車の非常配置・輸送力の確保 発電施設・工業用水道施設の緊急点検・復旧 児童生徒・教職員等の安否確認 公立学校建物等の被害状況の確認・復旧 避難所等での子どもの居場所・学習スペース確保
優先すべき通常業務	380	高圧ガスの保安 医療相談、消費生活相談 産業廃棄物の適正処理指導 感染症対策・母子保健・精神保健 家畜伝染病予防・農産物の生産・流通対策 河川・ダム・砂防関係施設・海岸施設管理業務 発電所施設・工業用水道施設の維持管理
計	1,447	

第4 必要資源に関する分析と対策

1 目的

非常時優先業務を円滑に実施するため、業務の実施上必要となる資源の確保状況や、職員の安否確認といった発災後の基本的な業務の準備状況について現状を分析し、必要な資源が不足していると考えられる場合には中長期的な確保対策を検討するとともに、短期的な対策として当面できる補強等・代替手段を検討する。

2 内容

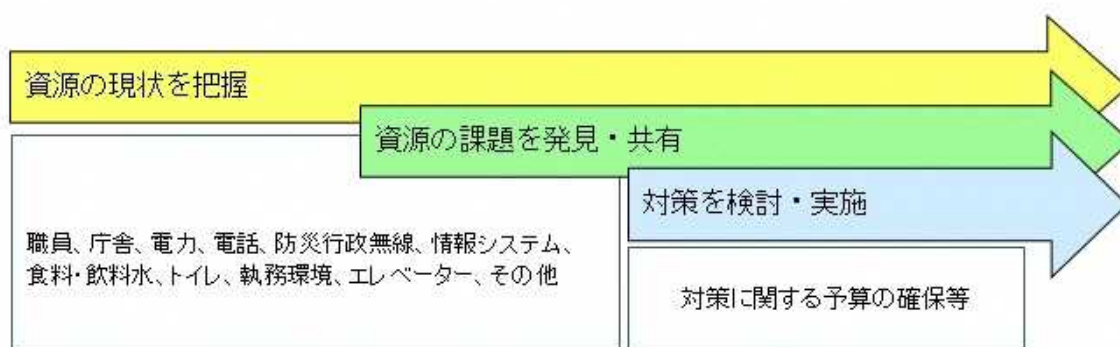
第1に、業務の継続に当たって基礎となる以下に示した資源ごとに現在の確保状況を把握し、第2に、想定した地震が発生した場合に、それら必要な資源がどの程度利用可能であるかを具体的に分析・確認した。

業務継続において必要となる主な資源

- (1) 職員（本庁・県民局・地域事務所・その他の事務所の参集人員、非常時優先業務に必要な人数等）
- (2) 県庁舎・電力（本庁舎・県民局庁舎等、電力、自家発電設備等）
- (3) 情報通信関係（電話・防災行政無線・情報システム等）
- (4) その他（食料・飲料水・トイレ・執務環境等）

その結果、業務継続に支障が生じることが想定された場合には、当該支障の除去・緩和策を検討することとしている。

なお、発災時における資源の早期復旧・確保等の具体的な対処方法や対策等については、今後、関係各課において速やかに検討し、より実効性が確保された計画となるよう努めるものとする。



3 職員

(1) 職員の確保（執務時間外に発生した場合）

ア 緊急初動体制

一定規模以上の地震が発生したときには、直ちに被害情報を収集し、必要な体制をとって対応に当たらなければならないが、夜間や休日など執務時間外に地震が発生した場合は、本来情報収集等の応急対応に当たるべき職員の参集が困難であったり、多大な時間を要することが想定される。

このため、本庁や県民局等の初動対応が必要な事務所において、職員の通常業務とは関係なく、住所が所属事務所に近い職員をあらかじめ緊急初動班員として指定し、一定規模以上の地震が発生した場合には、放送・携帯電話メール等で震度を確認して、その規模により直ちに指定された事務所に自主的に参集し、本来防災業務を行うべき職員が到着するまでの間、初動対応を行うこととしている。

【緊急初動体制】

防災体制	震度階	対応方法
警戒体制	県内最大4	緊急初動班1次班員が参集
特別警戒体制	県内最大5弱	緊急初動班第1次班員及び第2次班員が参集
非常体制	県内最大5強以上	原則として全職員配置

※所属事務所以外への参集（非常体制時に指定された事務所へ参集できない場合）

交通機関の途絶（不通）、道路状況等により指定された事務所へ参集できない場合には、参集可能な県民局等に参集の上、本来の所属事務所及び参集した事務所の班長又は所属長（若しくはそれらの代理者）にその旨を報告し指示を受ける。

なお、緊急初動班員は、原則として勤務課所の5km以内に居住する職員の中から、部局長がそれぞれ毎年度指定することとし、本庁では約100名、県民局・地域事務所でも同じく約100名を確保している。

【本庁における緊急初動班員確保人数】

（単位：人）

	危機管理課 消防保安課	総合 政策局	総務部	県民 生活部	環境 文化部	保健 医療部	子ども 福祉部	産業 労働部	農林 水産部	土木部	出納局	企業局	教育庁	財産 活用課	計
1次	16	4	1	3	4	3	3	5	7	6	2	4	2	3	63
2次	18	2	5	2	2	2	2	2	2	2	1	3	5		48
計	34	6	6	5	6	5	5	7	9	8	3	7	7	3	111

【県民局・地域事務所における緊急初動班員確保人数】

（単位：人）

	備前 県民局	東備地域 事務所	備中 県民局	井笠地域 事務所	高梁地域 事務所	新見地域 事務所	美作 県民局	真庭地域 事務所	勝英地域 事務所	計
1次	10	4	10	3	3	3	8	3	3	47
2次	6	3	7	2	3	3	8	3	3	38
計	16	7	17	5	6	6	16	6	6	85

イ 所属事務所への参集予測

執務時間外に南海トラフ巨大地震を始め、震度5強以上の地震が発生した場合は、全庁体制となる非常体制をとるため、全職員があらかじめ定められたとおり所属事務所へ参集することになるが、職員やその家族の死傷、公共交通機関の途絶等により、スムーズな参集は困難となる。

大規模な災害が発生した場合の参集可能な職員を的確に把握するため、職員の居住地を踏まえて、本庁及び県民局等に勤務している職員の参集について時系列で予測した結果は、下記のとおりである。（参照：＜参考＞職員の参集可能人数の計算方法について）

(7) 本庁(単独出先事務所含む)

職員約2,270人のうち、発災後3時間で約980人(約43%)、12時間～3日以内で約1,400人(約62%)となっている。

【本庁勤務職員の参集人数と参集率】

	3時間	12時間	24時間	3日	1週間	2週間	1ヶ月
参集人数	981人	1,396人	1,396人	1,396人	1,434人	1,599人	1,990人
参集率	約43%	約62%	約62%	約62%	約63%	約71%	約88%

(イ) 県民局・地域事務所

職員約1,780人のうち発災後3時間で約490人(約27%)、12時間～3日以内で約760人(約43%)となっている。

また、各地域事務所では、発災後3時間から1週間まで、参集可能な職員数は少数となっている。

【県民局等の参集人数と参集率】

(単位：人)

	3時間	12時間	24時間	3日	1週間	2週間	1ヶ月
備前県民局	217 (46%)	296 (63%)	296 (63%)	296 (63%)	312 (67%)	342 (73%)	419 (90%)
東備地域事務所	1 (1%)	12 (13%)	12 (13%)	12 (13%)	19 (21%)	39 (43%)	81 (89%)
備前県民局管内計	218 (39%)	308 (55%)	308 (55%)	308 (55%)	331 (59%)	381 (68%)	500 (89%)
備中県民局	116 (29%)	237 (60%)	237 (60%)	237 (60%)	251 (63%)	282 (71%)	355 (89%)
井笠地域事務所	8 (7%)	21 (20%)	21 (20%)	21 (20%)	29 (27%)	48 (45%)	94 (88%)
高梁地域事務所	3 (3%)	4 (4%)	4 (4%)	4 (4%)	14 (14%)	36 (36%)	89 (88%)
新見地域事務所	11 (13%)	15 (18%)	15 (18%)	15 (18%)	21 (25%)	37 (44%)	74 (88%)
備中県民局管内計	138 (20%)	277 (40%)	277 (40%)	277 (40%)	315 (46%)	403 (58%)	612 (89%)
美作県民局	90 (27%)	118 (35%)	118 (35%)	118 (35%)	142 (42%)	191 (56%)	303 (89%)
真庭地域事務所	25 (25%)	25 (25%)	25 (25%)	25 (25%)	33 (33%)	48 (48%)	87 (88%)
勝英地域事務所	15 (17%)	28 (31%)	28 (31%)	28 (31%)	33 (37%)	46 (52%)	78 (88%)
美作県民局管内計	130 (25%)	171 (32%)	171 (32%)	171 (32%)	208 (39%)	285 (54%)	468 (89%)
合計	486 (27%)	756 (43%)	756 (43%)	756 (43%)	854 (48%)	1,069 (60%)	1,580 (89%)

※ ():参集率

ウ 所属事務所以外への参集予測

非常体制時において交通機関の途絶（不通）、道路状況等により指定された事務所に参集できない場合には、参集可能な県民局等に参集の上、本来の所属事務所及び参集した事務所の班長又は所属長（若しくはそれらの代理者）にその旨を報告し指示を受ける。

そこで、地震の発生後3時間～3日目まで、所属事務所以外に参集する職員を時系列で予測した結果は、下記のとおりである。（参照：＜参考＞職員の参集可能人数の計算方法について）

【所属事務所以外への参集人数】

（単位：人）

参集先	3時間	12時間	24時間	3日
本庁	155	180	180	180
備前県民局	156	174	174	174
東備地域事務所	22	44	44	44
備前県民局管内計	178	218	218	218
備中県民局	204	336	336	336
井笠地域事務所	51	87	87	87
高梁地域事務所	12	23	23	23
新見地域事務所	12	16	16	16
備中県民局管内計	279	462	462	462
美作県民局	42	58	58	58
真庭地域事務所	16	25	25	25
勝英地域事務所	11	22	22	22
美作県民局管内計	69	105	105	105
合計	681	965	965	965

＜参考＞職員の参集可能人数の計算方法について

【職員参集の計算方法と考え方】

時間経過	職員参集可能人数の計算方法
3時間以内	県庁舎から概ね10km圏内職員の8割
12時間以内	県庁舎から概ね20km圏内職員の8割
24時間以内	12時間以内と同じ
3日以内	県庁舎から概ね20km圏内職員の8割（=A）
1週間以内	参集人数=A+(B-A)*(7日-3日)/(30日-3日)
2週間以内	参集人数=A+(B-A)*(14日-3日)/(30日-3日)
1ヶ月以内	全職員の約9割（=B）

① 地震の発生3時間後の参集の考え方

毎時3～4kmの速さの連続歩行で参集すると考え、概ね10km圏内の職員が参集可能。しかし、本人及び家族の死傷等や、建物被害などにより職員の2割^{*}が参集できない。したがって、概ね10km圏内の職員うち約8割が参集可能。

※県の南海トラフ巨大地震における浸水想定と被害想定等によると、人的被害（死者、負傷者：約1%）や、建物被害（全壊、半壊：約22%）が想定されている。

そのため、自宅の被災や、周辺の建物被害に伴う救出・救助活動を求められることなどにより、約20%の職員は、地震発生から3日間、参集困難であると推定する。

② 地震の発生12時間後～3日後の参集の考え方

交通機関が停止し徒歩での参集の為、時間はかかるが、20km圏内の職員参集が可能とする。しかし、3時間後の参集の考え方と同様の理由で2割が参集できない。したがって、20km圏内の職員参集のうち約8割が参集可能。

③ 地震の発生3日より後の参集の考え方

地震の発生3日以降、公共交通機関は徐々に回復し、20kmを超える職員も徐々に参集可能。1ヶ月後は、職員の死傷や建物被害等などにより、1割が参集できないことを仮定し、全職員の9割が参集可能。3日後から1ヶ月後の間は、その間を直線補完して、参集可能人数を計算する。

※県庁舎から概ね20km圏外の職員については、居住地から最も近い事務所へ参集することとし、参集可能人数についても、上記の考え方で予測している。

(2) 職員の確保（執務時間中に発生した場合）

ア 本庁（単独出先事務所含む）

南海トラフ巨大地震では、県庁周辺で想定される震度は6弱である。

耐震性が高い庁舎は建物の一部は損傷するが倒壊につながる躯体の損傷はないものと想定され、オフィス家具の転倒等による負傷で業務に従事困難となる職員が一部発生する可能性は否定できないが、人的被害は限定的と考えられる。

しかしながら、耐震診断の結果、耐震性が低いと判定された後も耐震化工事が完了していない本庁舎（本館）には、約1,200人が勤務しており、倒壊の危険性があり（P11 県庁舎の被害想定を参照）、大きな人的被害が発生する可能性がある。

庁舎が倒壊した場合の人的被害を南海トラフ巨大地震被害想定で用いたものと同じ手法で想定すると、死亡又は負傷により業務への従事が困難となる職員が約220人発生する。

その場合、本庁全体に勤務する約2,270人のうち、死傷者及び倒壊庁舎から人命救助等の対応に当たる職員を除き、少なく想定しても約7割の1,590人は直ちに非常時優先業務に従事することが可能であると推定される。

イ 県民局・地域事務所

県民局・地域事務所のうち、備前県民局、備中県民局、井笠地域事務所では震度6弱の揺れが想定されている。

耐震性の高い庁舎では、本庁と同様、人的被害は限定的と考えられる。

また、震度5強又は5弱以下の地域に存する庁舎では、使用不能となる程度の損傷は生じず、影響は限定的と想定される。

(3) 非常時優先業務の実施に必要な人数

大規模な災害が発生した場合の非常時優先業務として選定した 1,447 業務に係る業務開始目標時間ごとの必要な人員数は、次のとおりである。

【業務開始目標時間ごとの非常時優先業務の実施に必要な人員数】 (単位：人)

	3時間	12時間	24時間	3日	1週間	2週間	一ヶ月
本 庁	751	935	1,065	1,263	1,271	1,202	1,238
備前県民局	169	197	262	270	272	267	271
備中県民局	256	292	359	383	416	383	363
美作県民局	170	198	281	305	309	289	346
計	1,346	1,622	1,967	2,221	2,268	2,141	2,218

※ 県民局には、地域事務所等を含む。

(4) 職員と非常時優先業務の実施に必要な人数

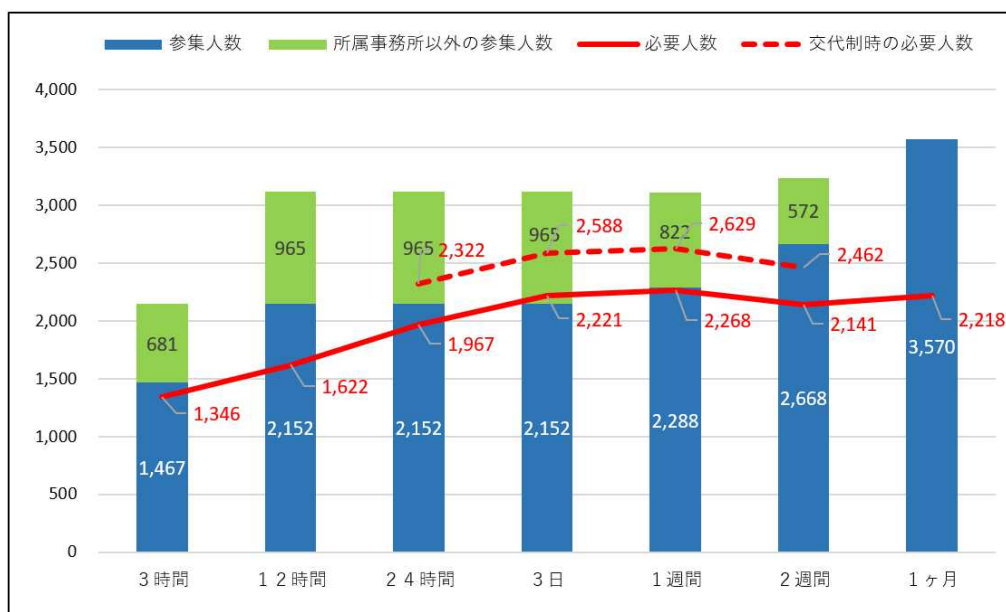
執務時間中に地震が発生した場合には、非常時優先業務の実施に必要な職員の確保は可能である。

また、この場合、職員は非常時優先業務の実施場所で既に業務に従事しており、自宅からの参集方法や参集職員の過不足への対応等について検討しておく必要がないことから、以下、執務時間外に地震が発生した場合を想定して、その参集状況の分析と対策を詳細に検討する。

ア 県庁（本庁及び県民局全体）

県全体の参集人数（本来の所属事務所に参集する人数。以下同じ）は、発災後3時間で約1,470人、12時間から3日まで約2,150人となっており、非常時優先業務の実施に必要な職員数を下回っているが、所属事務所への参集が困難な職員が最寄りの事務所へ参集することになっているため、その職員を活用することにより、必要な職員数が確保できる。

また、24時間以降は、職員の体調等を考慮した場合、交代制勤務に移行するなどの配慮が必要であるが、これについても、所属事務所以外の職員の参集者を活用することにより、交代制勤務への移行に必要な職員を確保することは可能である。



(7) 本庁（単独出先事務所含む）

本庁の参集人数は、発災後3時間で約980人、24時間から3日まで約1,400人となっており、非常時優先業務の実施に必要な職員数を上回っている。

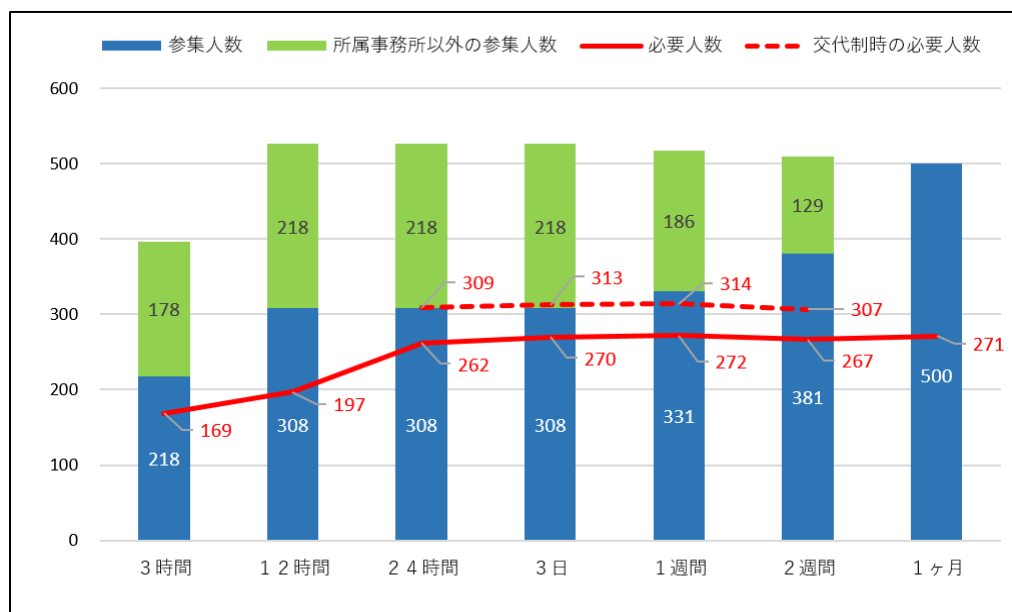
また、24時間以降に、交代制勤務に移行する場合には、所属事務所以外の職員の参集者を活用することにより、業務の実施に必要な人数を確保できる。



(イ) 備前県民局管内（東備地域事務所含む）

備前県民局管内の参集人数は、発災後3時間で約220人、24時間から3日まで約310人となっており、非常時優先業務の実施に必要な職員数を上回っている。

所属事務所以外の職員が多く参集することから、東備地域事務所を含めた業務の実施は可能と思われる。

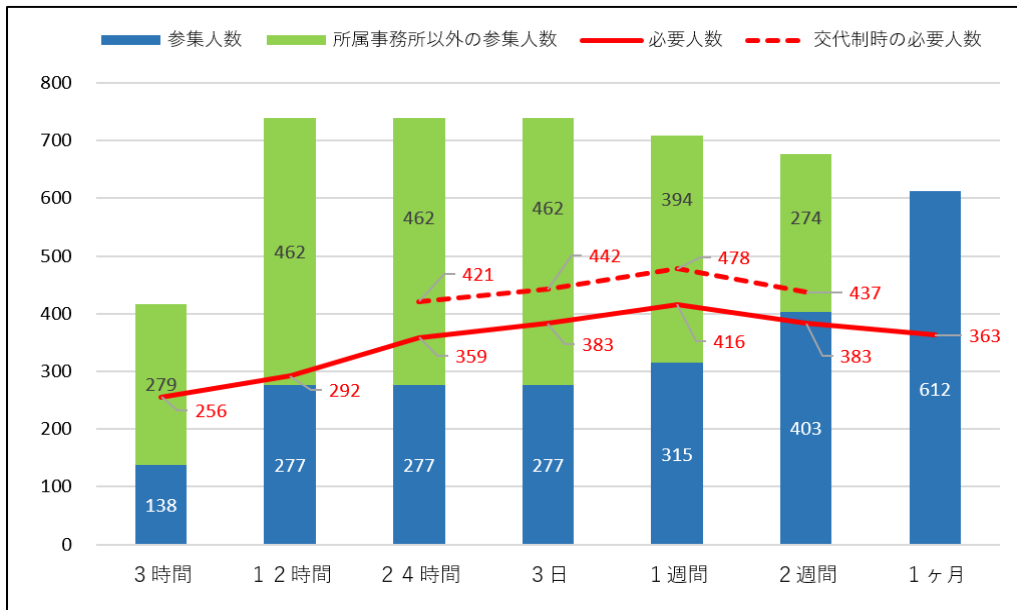


(ウ) 備中県民局管内（井笠・高梁・新見地域事務所を含む）

備中県民局管内の参集人数は、発災後3時間で約140人、24時間から3日まで約280人となっており、非常時優先業務の実施に必要な職員数を下回っているが、所属事務所以外の職員の参集者を活用することにより、必要な職員数が確保できる。

ただし、高梁・新見地域事務所においては、所属事務所以外の職員を活用しても、なお職員数の不足が生じることから、備中県民局等に参集した職員を再配置する等の方法を検討する必要がある。

なお、井笠地域事務所では、津波による浸水が想定されており、大津波警報等に留意し、対応する必要がある。



(I) 美作県民局管内（真庭・勝英地域事務所を含む）

美作県民局管内の参加人数は、発災後3時間で約130人、24時間から3日まで約170人となっており、非常時優先業務の実施に必要な職員数を下回っている。

所属事務所以外の職員の参加者を活用しても、なお業務の実施に必要な職員数が不足することから、他の県民局からの応援体制を取る必要がある。



(5) 職員の確保対策

ア 参加基準の周知徹底

本庁、県民局等で業務を実施していくためには、職員が所属事務所に参加できない場合であっても、近隣の事務所に迅速に参加することが必要不可欠となる。そのため、参加基準を職員一人ひとりが十分認識することが重要であることから、各所属事務所において参加基準の周知徹底を図る。

イ 所属職員の安否確認

各課（室）が事前に作成している職員緊急連絡網を用いて、所属内職員の安否確認等を行い、各部局主管課が部局内の各所属からの安否確認等を集約・整理の上、人事課（教育庁では教育政策課及び教職員課、企業局では総務企画課）に報告することとなっている。過去の震災では、通話規制により携帯電話の音声通話が使えなくなる事象も報告されており、現行の連絡体制ではスムーズな安否確認ができないことも予測される。安否確認情報の収集には多大な人員と時間を要し、応急対策業務等の実施に影響を及ぼすことから、効果的な手法を検討する。

ウ 本庁職員の応援体制

本庁では、当該部局のみで災害応急業務等の実施が困難であるときは、各部局長は、応援を要する期間、必要人員、活動内容等を記載した文書をもって総務部長に要請することとしている。

このため、災害対策本部では、横断的な人員配分を迅速かつ的確に行うため、各部局が実施している応急業務の状況を見極め、適切に対応する。

エ 県民局・地域事務所の応援体制

備前県民局及び備中県民局の単位では、おおむね必要な職員の確保は可能であるが、高梁・新見など個別の地域事務所でみると、業務の実施に必要な職員数が不足している。このため、地域事務所における初動業務を県民局で実施（業務の移管）することや、県民局に参集した所属事務所以外の職員を迅速に再配備させるなど、事前に対応策を検討する。

井笠地域事務所・水島港湾事務所では、大津波警報が発令された場合には参集時に津波による浸水等を考慮する必要があることから、参集させる場所を配備基準に定めるなど事前に対応策を検討する。

美作県民局、真庭・勝英地域事務所では、業務の実施に必要な職員数が不足するため、備前・備中県民局に参集した所属事務所以外の職員を迅速に再配備させるなど、円滑な応援体制を検討する。

オ 経験職員の活用

県災害対策本部・地方災害対策本部では効率的な運営が必要になることから、過去数年に対象業務を経験した職員の現所属を事前に把握し、応援職員として優先的に配置することを検討する。

カ 参集した職員の代替施設等への誘導

耐震性の低い庁舎に参集した職員については、迅速に代替施設等へ誘導していく体制を構築する。

4 県庁舎・電力

(1) 県庁舎

被害想定
<p>震度6弱以上の強い揺れに襲われる県庁舎のうち、現行の新耐震基準（昭和56年改正）に適合した庁舎、耐震診断により耐震性能を満たすと判定された庁舎及び耐震改修済の庁舎については、倒壊につながる駆体の損傷はないと想定する。</p> <p>それ以外の耐震性の低い庁舎（本庁舎（本館））では倒壊の危険性がある。また、井笠地域事務所では2m以上の津波の浸水が想定される。</p> <p>したがって、耐震性の高い庁舎は、安全性の確認を行い使用することが可能であると予想されるが、耐震性の低い庁舎及び津波の浸水が想定される庁舎は、職員生命・身体への危険が伴うことから利用ができない可能性が高い。</p>

ア 現状

(7) 本庁舎等

本庁舎（東棟）及び分庁舎は、新耐震基準に適合した構造になっており、議会棟（新館）は、耐震診断の結果、耐震性を有するため、耐震改修不要となっている。また、西庁舎は、平成16年に免震改修を、議会棟（旧館）は令和4年に耐震改修を行った。

また、本庁舎（本館）は、耐震改修工事中であり、令和5年に完了する予定である。

【本庁舎等の耐震診断結果等】

庁舎名	想定震度	竣工年	構造	地上階	地下階	延べ床面積 (㎡)	最小Is値	備考
本庁舎（本館）	6弱	S32	SRC	9	1	19,940	0.37	耐震性低い（R2～耐震改修中）
本庁舎（東棟）		H3	SRC	9	2	14,838	-	耐震性有（新耐震基準が適用）
西庁舎		S46	RC	5	1	6,029	0.16	H16免震改修済
議会棟（新館）		S55	RC	3	1	4,399	0.92	耐震性有（耐震診断Is値0.6以上）
議会棟（旧館）		S32	RC	3	1	4,384	0.30	R4耐震改修済
分庁舎		H1	SRC	7	1	7,248	-	耐震性有（新耐震基準が適用）

（Is値は、本庁舎（本館）及び議会棟（旧館）は平成29年度、その他の棟は平成8～9年度実施の耐震診断による。）

【参考】

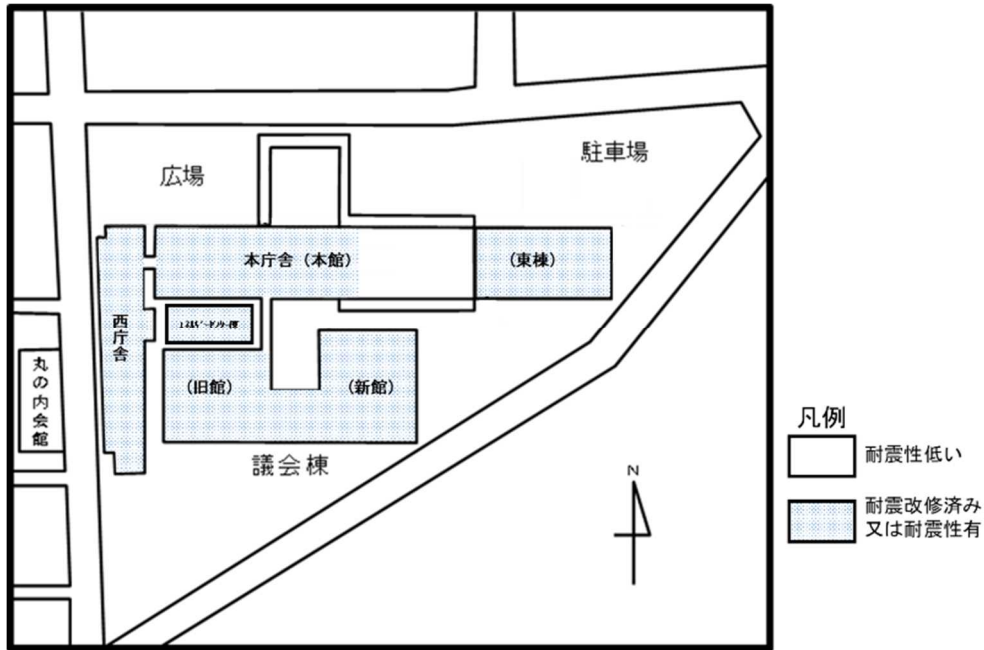
新耐震基準…昭和56年の建築基準法（施行令）の改正により、現行の新耐震基準が施行されている。新耐震基準の建物は、震度6強程度の地震でも建物が倒壊しない耐震性能となっており、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物に対して新耐震基準が適用されている。

Is値（構造耐震指標）…新耐震基準施行以前の建物について地震に対する安全性を構造力学上診断するもの。診断の結果はIs値等の数値で示されIs値0.6以上で耐震性能を満たすとされている。

- ① Is値<0.3：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- ② 0.3≤Is値<0.6：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- ③ Is値≥0.6：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

（旧建設省告示（平成7年12月25日）による。）

【参考】県庁舎配置図



(イ) 県民局庁舎等

耐震診断で耐震性が低いと判定された庁舎について、耐震改修を行った。

【県民局庁舎等の耐震診断結果等】

庁舎名	想定震度	竣工年	構造	地上階	地下階	延べ床面積 (㎡)	最小Is値	備考
備前県民局本館	6弱	S37	RC	5	1	3,944	0.21	H21耐震改修済
〃 古京庁舎		S45	RC	5	1	3,679	0.32	H23耐震改修済
東備地域事務所本館	5強	S40	RC	3	-	1,661	0.30	R2耐震改修済
〃 第2庁舎		S55	RC	3	-	1,051	0.84	耐震性有 (耐震診断Is値0.6以上)
備中県民局本館※	6弱	S47	RC	6	-	4,774	0.26	R1耐震改修済
〃 第2庁舎		S48	RC	2	-	1,540	0.74	耐震性有 (耐震診断Is値0.6以上)
井笠地域事務所本館※		S46	RC	3	-	2,350	0.14	R1耐震改修済
高梁地域事務所本館※	5強	S46	RC	3	-	2,265	0.41	R2耐震改修済
新見地域事務所本館	5弱	S42~56	RC	3	-	2,913	0.12	H15耐震改修済
美作県民局本館	5弱	S44	RC	5	-	3,974	0.35	H16耐震改修済
〃 別館		S54	RC	5	-	1,703	0.24	H16耐震改修済
真庭地域事務所本館	5強	S39	RC	3	-	1,449	0.25	H18耐震改修済
〃 別館		S53	RC	3	-	1,085	0.36	H18耐震改修済
勝英地域事務所本館	5弱	S49	RC	5	-	3,282	0.23	H18耐震改修済

(Is 値は、※印の棟は平成 29~30 年度、その他の棟は平成 8~12 年度耐震診断による。)

イ 発災後の対応

(7) 被害状況の確認

財産活用課は、本庁舎等の被害について、職員及び設備運転管理業務受託者による庁内巡視を行うとともに、各部局主管課へ状況確認を行い、被害情報を災害対策本部に報告する。

ただし、庁舎に甚大な被害が発生している場合は、職員の安全確保の観点から、被害状況の確認等は不可能な場合も有りうる。また、必要に応じて二次災害の危険が想定される区域への立入禁止等の措置を実施する。

県民局等は、庁内巡視を行い、被害情報を災害対策本部へ報告するとともに、二次災害防止の措置を実施する。

(イ) 応急対策の応援要請

「災害時における県有施設の応急対策に関する協定」に基づき、関係事業者に被害の調査・点検、機能不良箇所の応急復旧について協力を要請し、資源の早期復旧を図る。

(ウ) 在庁者への対応

大規模災害の発生が執務時間中の場合、県消防計画に基づき、岡山県庁消防団が中心となって、在庁者を県庁舎から安全に避難できるように誘導する。また、負傷者が発生した場合は、消防団救護班が応急救護に当たるとともに、関係機関に連絡し対応措置を要請する。

(エ) 帰宅困難者等に対する対応

耐震性の低い庁舎内及びその敷地周辺は、生命・身体への危険が伴うことから立入禁止等の措置を実施するとともに、県庁舎に帰宅困難者等が集まった場合は、帰宅困難者等に対し最寄りの避難場所への避難を促す。

ウ 課題

耐震性の低い庁舎は、倒壊の危険性があり、執務時間内に南海トラフ巨大地震が発生した場合は、来庁者や職員の安全性に対する大きな懸念がある。

また、余震によりさらなる被害も想定されるため、建物外へ避難及び待機せざるを得ない状況となり、非常時優先業務の着手の遅延や業務の継続が困難となることが想定される。

さらに、災害対策本部を始め非常時優先業務の実施には一定規模の庁舎の確保が必要不可欠であることから、耐震性の低い庁舎について、速やかに対策を講じる必要がある。

エ 対策

(7) 県庁舎の耐震化対策

南海トラフ巨大地震が発生する確率は、今後 30 年以内で 70～80%とされており、いつ発生してもおかしくない状況である。県庁舎は、災害発生時に被害情報収集や応急業務を実施するなど、災害対策拠点としての機能を確保する必要があることから、耐震性の低い庁舎は、計画的に耐震改修を実施する。

(イ) 県災害対策本部及び事務室の代替施設

県災害対策本部及び事務室は、不測の事態により防災・危機管理センターに本部を設置できない場合は、県立図書館（免震構造）に代替本部・事務室を設置することとしている。なお、県立図書館には代替本部・事務室の防災設備に必要な電力供給を行うための防災用発電機や防災通信を確保するための防災行政無線を併せて整備している。

(ウ) 本庁舎の代替施設等の候補選定

本庁舎（本館）の執務室約 7,100 m²が利用困難となることが想定されるため、本庁舎（東棟）執務室を共有するなど、限られた庁舎資源を最大限に有効活用する方策を検討するとともに、次の施設等を代替施設の候補として選定し、必要に応じてこれらの施設で業務を継続する。

本庁舎代替施設候補名	延床面積（m ² ）	耐震性	非常用発電機	備考
県立図書館	18,193	有	有	岡山市北区丸の内2-6-30 地下1階地上4階建、事務室等
分庁舎（旧三光荘）	7,248	有	有	岡山市中区古京町1-7-36 地下1階地上7階建、会議室、研修室
備前県民局（古京庁舎）	3,677	有	無	岡山市中区古京町1-1-17 地下1階地上5階建、執務室、会議室等
天神山文化プラザ	5,739	有	無	岡山市北区天神町8-54 地下1階地上3階建、会議室等、展示室
国際交流センター	6,757	有	有	岡山市北区奉還町2-2-1 地下1階地上8階建、会議室等
岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館	19,096	有	有	岡山市北区南方2-13-1 地下1階地上7階建、会議室
合計	60,710			

※上記延べ床面積約 60,700 m²のうち、非常時に利用可能な面積は約 9,400 m²と見込まれる。

(エ) 県民局等の代替施設等の候補選定

県民局においても、不測の事態により庁舎内に地方災害対策本部が設置出来ない場合に備え、代替施設の候補を選定しておき、必要に応じてこれらの施設で業務を継続する。

(オ) 代替施設等の電源の確保対策

非常用発電機のない代替施設等については、電力は翌日には復旧すると見込まれるが、復旧までの間、災害発生時における発電機車の派遣等について、事前に電力会社と協議し、協定等の締結を検討する。

(2) 電力

被害想定
<p>断線等により外部からの電力供給が中断する。</p> <p>本庁舎や県民局庁舎等は、非常用発電機により72時間は発電可能だが、漏電、断線等により本庁舎（東棟）以外への電力供給が不能となるおそれがある。</p>

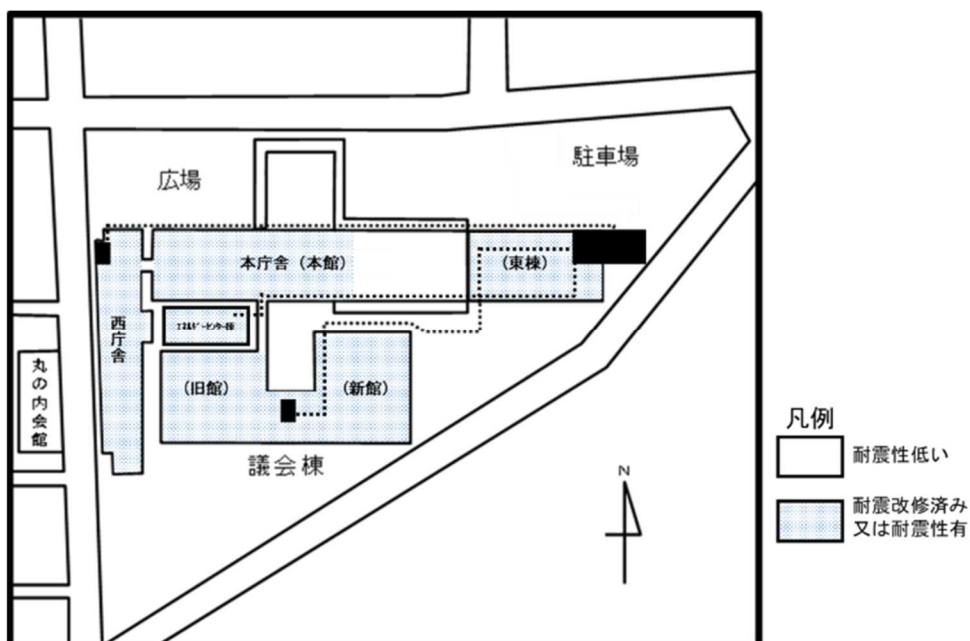
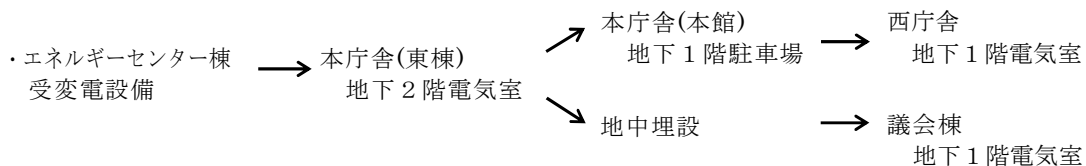
ア 現状

(7) 本庁舎等

a 受変電送電設備（キュービクル）

本庁舎の受電系統は2系統で、エネルギーセンター棟の受変電設備（キュービクル）から本庁舎（東棟）地下2階のキュービクルへ6,600Vで引き込まれ、本庁舎（本館）についてはエネルギーセンター棟から、本庁舎（東棟）については東棟地下2階から各階の分電盤を通じて、各課室へ200V及び100Vで送電されている。

また、西庁舎及び議会棟は、本庁舎（東棟）地下2階のキュービクルから、西庁舎及び議会棟地下1階の電気室に設置されたキュービクルへ高圧電源ケーブル(6,600V)で送電されている。



b 自家発電設備

外部からの電力供給が停止した場合は、エネルギーセンター棟5階に設置された非常用発電機2台が自動で始動し、始動後40秒以内で送電を開始する。

なお、発電機2台が稼働した場合は、約72*時間の電力供給が可能となり、照明、エレベーター等全ての設備が使用可能となる。

【本庁非常用自家発電機の設置状況】

項目	NO. 1	NO. 2
設置場所	エネルギーセンター棟5階	エネルギーセンター棟5階
発電機電圧(V)	6,600	6,600
発電機容量(KVA)	1,000	1,000
原動機	ガスタービン	ガスタービン
燃料使用量(l/h)	404	404
燃料の種類	軽油	軽油

※非常用自家発電機の燃料消費量は、1台約4040/hであることから、2台で約8080/hとなる。地下タンクの容量は60,0000(軽油)であり、約72時間供給可能。

※地下タンクからの配管に亀裂等不具合が発生した場合であっても、5階に設置されたサービスタンク(9800)の容量で、約1.2時間の電力供給が可能。

(イ) 県民局及び地域事務所庁舎自家発電設備

外部からの電力供給が停止した場合は、各県民局及び地域事務所庁舎(本館)に設置された非常用発電機1台が自動で始動し、始動後30秒以内で送電を開始する。

発電機が稼働した場合は、それぞれ72時間程度は、発電可能であり照明及び空調等の使用が可能である。

【県民局及び地域事務所非常用自家発電機の設置状況】

設置場所	発電機出力(KVA)	原動機種類	燃料
備前県民局駐車場	625	ディーゼル	軽油
備中県民局2階	1000	ディーゼル	軽油
美作県民局1階	750	ディーゼル	軽油
東備地域事務所屋上	300	ガスタービン	軽油
井笠地域事務所屋外	300	ディーゼル	軽油
高梁地域事務所屋上	400	ガスタービン	軽油
新見地域事務所屋外	260	ディーゼル	軽油
真庭地域事務所屋外	300	ディーゼル	軽油
勝英地域事務所駐車場	330	ディーゼル	軽油

※各県民局及び地域事務所の非常用発電機は、72時間の電力供給が可能な設備となっており、発電機が停止した後は、防災用及びPOP用の自家発電機が稼働する。

イ 発災後の対応

(7) 被害状況の確認

財産活用課及び各県民局総務課は、電気設備の県庁舎被害について被害情報を取りまとめ、点検の後、災害対策本部に報告する。

(イ) 応急対策の応援要請

財産活用課及び各県民局総務課は、「災害時における県有施設の応急対策に関する協定」に基づき、関係事業者に被害の調査・点検、機能不良箇所の応急復旧について協力を要請し、資源の早期復旧を図る。

(ウ) 非常用発電機燃料の確保

財産活用課及び各県民局総務課は、電力の供給を維持するため、非常用発電機燃料の優先的な補給を要請する。さらに、「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、国の緊急災害対策本部に緊急的燃料供給を要請する。

ウ 課題

本庁舎（本館）は耐震化されていないため、建物自体に甚大な被害が発生することが考えられることから、柱、梁及び壁の亀裂等に起因するケーブルの断線による停電が予想される。

西庁舎は、本庁舎（本館）を經由して送電しているため、本庁舎（本館）の被害が甚大な場合には停電の危険性がある。

エ 対策

(7) 電源の確保対策

本庁舎（本館）が甚大な被害を受けた場合を考慮し、本庁舎（東館）から西庁舎へ直接送電する仮設ケーブル敷設のための復旧資材を確保するとともに、仮設ケーブルの敷設ルート、敷設手順等を明確化する。

また、応急対応のため災害時における発電機車の派遣等について、事前に電力会社等と協議し、必要台数や対応方法等を明確化する。

(イ) 石油燃料の確保対策

石油燃料については、岡山県石油商業組合との間の協定により、優先供給を受けることとしているが、災害発生に備え、要請先、連絡方法等、要請手順の詳細などを明確化する。

また、エレベーターや空調設備等、再開が可能であっても燃料の消費を防ぐため、運転を停止する。

(ウ) 技術者の確保対策

県有施設の電気設備に被害が発生した場合は、（一社）岡山県電業協会及び岡山県電気工事工業組合との間の協定により、電気設備復旧の応援を受けることとしているが、災害発生に備え、要請先、連絡方法等、要請手順の詳細等を明確化する。

5 情報通信関係

(1) 電話（固定電話・FAX）

被害想定
<p>一般固定電話は、通信網の損傷により、通信不能の可能性はあるが、復旧優先度が高いため、1日後にはほぼ復旧すると見込まれるものの、当分の間輻輳が予想される。内線電話等は、本庁舎（本館）等の損傷により、回線の切断や機器の損傷で、不通となることが予想される。</p>

ア 現状

(7) 本庁舎等固定電話及びFAX回線

電気通信事業者用ケーブルは、敷地外から本庁舎（本館）内に設置している主配線盤まで敷設されている。本庁舎においては、主配線盤から電話交換機及び建物内に敷設した電話用構内ケーブルを介して、各課等の固定電話及びFAXに接続している。分庁舎においては、本庁舎電話交換機、行政ネットワーク、分庁舎電話交換機及び分庁舎建物内に敷設した電話用構内ケーブルを介して、分庁舎各課等の固定電話及びFAXに接続している。

【回線種別電話回線数（本庁電話交換機収容回線）】

回線種別	回線数	備考
発信専用回線	60	災害時優先電話
発信専用IP回線	20	
ダイヤルイン回線	330	
代表電話回線	14	案内電話10回線、夜間用電話4回線
FAX回線	108	24回線は電話交換機未収容
合計	532	

(4) 県民局庁舎固定電話及びFAX回線

【県民局回線種別電話回線数】

回線種別	備前県民局	備中県民局	美作県民局
	回線数	回線数	回線数
発信専用回線	15	23	14
発信専用IP回線	0	0	0
ダイヤルイン回線	16	23	16
代表電話回線	0	0	0
FAX回線	13	15	15
合計	44	61	45

(ウ) 災害時優先電話

災害時優先電話は、電気通信事業者が、災害の救援・復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保するために、あらかじめ指定する回線のこととて、発災後、被災地内に電話が集中し、受発信に統制がかかった場合でも、優先的に発信が可能である。

本庁舎では、60回線の災害時優先電話を電話交換機に収容しており、一定の必要な回線数を確保している。各県民局については、下記のとおりである。

【本庁舎等の災害時優先電話設置状況】

設置課	回線数	備考
危機管理課	13	FAX、震度計等
秘書課	2	FAX2
公聴広報課	1	県政記者室1
財産活用課	62	県庁発信専用60、守衛用夜間2
新エネルギー・温暖化対策室	1	FAX
河川課	1	FAX
企業局	1	FAX

【県民局の災害時優先電話設置状況】

設置課	回線数	備考
備前県民局総務課	24	発信用23、FAX1
備中県民局総務課	23	発信用23
美作県民局総務課	10	発信用10

(I) 電源設備

本庁舎が停電したとしても、電話回線が切断しなければ、エネルギーセンター棟5階に設置された非常用発電機から最大72時間電力が供給され、電話の使用は可能である。また、非常用発電機が停止しても、本庁舎（本館）5階に設置された電話交換機用電源設備（蓄電池）から、停電後も最大10時間は電力が供給される。

イ 発災後の対応

(ア) 被害状況の確認

財産活用課及び各県民局総務課は、電話交換機、交換機用電源設備及び電話交換機収容局線等の電話設備の被害状況を把握する。

(イ) 応急対策の応援要請

財産活用課及び各県民局総務課は、被害を受けた設備機器の修理及び必要資機材の供給について施工業者へ要請等を行い、協議して対応する。

- ・設備機器の修理の可否
- ・必要資機材の供給の可否
- ・修理、供給の時期等

ウ 課題

(7) 電話交換設備等の損傷

天井材等の落下により電話交換機の故障、主配線盤での回線の断線等で、電話が使用不能となることが想定される。

(イ) 電気通信事業者用ケーブル及び電話用構内幹線ケーブルの損傷

電気通信事業者用ケーブル及び電話用構内幹線ケーブルは、本庁舎（本館）に甚大な被害が発生した場合は損傷、断線により電話が使用不能となることが想定される。

(ウ) 電気ケーブルの損傷及び断線

本庁舎（本館）の電気ケーブルに損傷及び断線があった場合、エネルギーセンター棟5階に設置された非常用自家発電機からの電力供給が不可能となるため、電話交換機用電源設備（蓄電池）の電力を消費した場合は、電話が使用不能となる。

エ 対策

(7) 通信機器の確保対策

電話交換設備の重要な部分については予備部品を有しており、本庁舎においては、運用保守業者と障害発生時の取り決めはあるが、災害発生時の対応方針についても明確化する。

また、電気通信事業者用ケーブルについても同様に災害発生時の対応方法について明確化する。

(イ) 電源の確保対策

電源復旧までの電話交換機用電源設備（蓄電池）の使用時間が10時間を超える場合のことを想定し、仮設の蓄電池や非常用電源等の代替電源の確保について運用保守業者との間で明確化する。

(ウ) 災害用電話の確保

災害対応で追加的に必要な電話機は十分に確保しており、災害時に工事不要で直ちに使用可能である。

(2) 防災行政無線

被害想定

本庁及び県民局等の防災行政無線設備は、庁舎内に設置し、無線設備等は建築構造物の壁や床に耐震固定している。したがって、建物が大きく損傷しない限りは、無線設備の倒壊等による通信機能の停止の可能性は低いが、耐震性の低い庁舎については、建物に甚大な被害が発生する可能性があることから、通信機能が喪失する可能性がある。

また、商用電源については、中国電力からの配電線の断線等により電力供給が中断する可能性が高く、この場合は、防災行政無線用の非常用発電機が自動起動し、24時間以上の通信設備や防災担当課の照明設備に供給可能である。

ア 現状

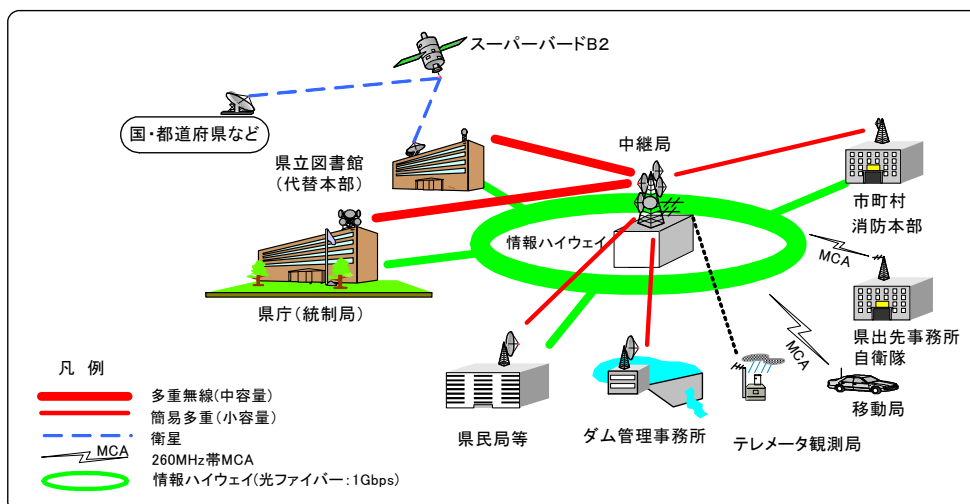
(7) 設備の概要

災害発生時における迅速・的確な防災通信体制を確立するため、本庁(統制局)、県民局、地域事務所、ダム、市町村、消防本部、防災関係機関との間に防災情報ネットワーク(防災行政無線及び岡山情報ハイウェイ)を整備している。

通信網の構成は、災害に強い地上系防災行政無線及び衛星系無線を主体に、高速大容量の伝送が可能な岡山情報ハイウェイ(光ファイバー網)を併用して、災害時においても、電話、FAX、データ通信、映像伝送ができるよう必要機能を有している。また、通信回線の安全性向上対策として、幹線無線区間のループ化及び岡山情報ハイウェイを利用した2ルート化による冗長構成となっており、停電対策としては、無停電電源装置及び防災用発電機を整備し、県民局、地域事務所及び宇野港管理事務所は無給油で72時間の、水島港湾事務所は無給油で24時間以上の機能維持を確保している。

なお、大規模地震等で本庁舎が被災し、災害対策本部を設置できない場合には、県立図書館の代替災害対策本部においても県民局や市町村等と通信連絡ができるよう必要機能を整備している。また、すべての中継局の建物及び鉄塔については、耐震診断を実施し、耐震化が必要な局舎及び鉄塔の耐震化を完了している。

通信の多ルート化・高度化による耐災害性を有する防災ネットワーク



【主な機能】

- ア)通信機能 …災害時における迅速・的確な通信連絡を確保するため、国、県、市町村等の防災関係機関相互間を電話・FAXによる通信を確保（ホットライン機能等）。総合防災情報システム（イントラ系）、ダム管理システム、テレメータシステム等の通信機能を確保。また、車両に搭載した移動無線機等で現場と機動性のある防災活動が可能である。
- イ)一斉伝達機能…本庁統制局や県立図書館から県民局、地域事務所、市町村、消防本部へ、データによる一斉指令（气象台からの注警報、本庁からの指示連絡）する機能。
- ウ)通信統制機能…災害時の重要通信を優先するため、一般行政通信の接続規制する機能。
- エ)映像伝送機能…国、都道府県と映像の送受信機能。県民局、市町村への映像送信機能。
- オ)安全対策機能…中継局等の障害時における通信被害を最小限にするための安全対策として、主要中継局の通信網の2ルート化対策。
商用電源の停電時においてもネットワークの正常な運用を確保するため、無停電電源装置や防災用発電機等を整備。本庁統制局においてネットワーク全体の機器の動作状況を監視するとともに、機器の遠隔制御する機能を整備。

(イ) 運用の現状

防災情報ネットワークについては、本庁統制局で、県民局・中継所等の無線設備の運用状況を常に遠隔監視し、障害発生時には委託業者が早急に復旧できるよう体制を整備している。また、ネットワークの運用については、災害時にその機能が十分発揮できるよう各種訓練の実施や行政事務への利用を積極的に進めて操作に慣れるよう指導している。さらに、移動系無線機については、常に充電状態しており、災害時において利用できる体制としている。

イ 発災後の対応

本庁通信統制室（本庁舎（東棟）2階）において、通信班はネットワーク監視装置において、防災情報ネットワークが正常動作していることを確認し、通信障害が発生している場合は、被害状況を把握する。また、運用委託業者に現地調査及び修理等について、指示する。

ウ 課題

(7) 電源の喪失

停電の場合、本庁では、防災用発電機により防災情報ネットワークの運用が可能（無給油で3日間程度）であり、図書館では、図書館用発電機で2日間程度、防災用発電機で13日間、合計15日程度は稼働が可能である。

3県民局とも防災用発電機を整備しており、無給油で3日間程度の稼働が可能である。

なお、被災状況により停電が長期間となる場合も想定されるので、燃料（重油又は軽油）を補給する必要がある。

(イ) 機器の損傷、通信ケーブル等の断線

a 本庁

防災情報ネットワークの無線設備や電源設備は、耐震構造となっている本庁舎（東棟）の2階無線統制室、9階無線機器室に集約し、所定の耐震固定を行っているため、機器等が転倒により損傷を受ける可能性は低い。強い地震が長期間継続した場合には、建築物の振動により装置間を接続している電源ケーブルや通信ケーブルが損傷を受け、一部の通信機能が正常に動作しない可能性がある。

b 県立図書館

防災情報ネットワークの無線設備や電源設備は、県立図書館の4階通信機器室及び2階機器室に設置しているが、所定の耐震固定を行っていることや建物が免震構造のため、機器の転倒や電力及び通信ケーブルの損傷はないものと考えられるので、県民局や市町村等防災関係機関と通信機能の維持は可能である。

しかし、県立図書館に引き込んでいる電気通信事業者回線等の有線回線は、電柱の倒壊等により、ケーブルの断線や通信が輻輳することが考えられる。なお、市町村との被害情報の共有等の機能は防災情報ネットワークにより継続運用が可能である。

c 県民局等

防災情報ネットワークの無線設備は、県民局庁舎内に設置し、所定の耐震固定を行っており、耐震性の高い庁舎については、機器等が転倒による損傷を受ける可能性は低い。水島港湾事務所は、建物の耐震改修工事が未実施であることから、無線機器の倒壊やケーブル等が損傷を受けて通信ができなくなる可能性がある。インターネット回線やL G W A Nが機能停止した場合には、総合防災情報システムの運用ができなくなる可能性がある。インターネット回線や行政L A Nが機能停止した場合には、総合防災情報システムの運用ができなくなる可能性がある。

(ウ) 技術者確保等

災害発生時に防災無線施設が被災した場合、その修理には高度な専門性が必要となるため、技術者の確保が困難となる可能性がある。

また、輸送路の寸断等により保守部品の確保が困難となる可能性がある。

エ 対策

(ア) 電源の確保対策

県民局及び地域事務所に無給油で72時間駆動可能な防災用発電機の設置を進めており、県民局及び地域事務所並びに宇野港管理事務所については、整備が完了している。

(イ) 石油燃料の確保

防災用発電機の燃料については、岡山県石油商業組合との間の協定により、優

先供給を受けることとしているが、設備に関する情報を事前に提供しておく等、災害発生時に円滑に供給を受ける体制を整える。

(ウ) 通信機能の確保

情報ハイウェイの断線により、災害対応業務に支障を来たすおそれがあることから、防災行政無線で補完できるよう、通信容量の増強を図る。

(エ) 技術者確保等

運用保守業務委託業者の業務継続計画を確認するとともに、災害発生時の技術者確保について事前に取り決めておく。

また、無線機や発電機の重要保守部品については、各県民局に備蓄しておくなど確保対策を図る。

(3) 情報システム

被 害 想 定
<p>情報システムを構成するサーバやネットワーク機器が設置されている拠点施設の多くは、免震又は耐震構造であることから建物自体の被害は軽微であるが、一部機器の損傷により、その機能に支障を来す可能性がある。</p> <p>岡山情報ハイウェイは、災害発災時に光ファイバケーブルの断線が生じる可能性がある。</p> <p>庁内ネットワークは、機器の損傷や通信ケーブルの断線により機能が停止するおそれがあり、その機能に依存するシステムが利用できなくなる可能性がある。</p>

ア 現状

(ア) 岡山情報ハイウェイ

岡山情報ハイウェイは、行政ネットワークを始め、各市町村や接続団体等の通信基盤として幅広く活用されており、その中枢機器は、非常用電源を備えた免震又は耐震構造の拠点施設に設置されているほか、伝送路に関しては、機能維持のために県内で8の字形のループ化等の対策を施している。

(イ) 行政ネットワーク

行政ネットワークは、職員の電子メールの送受信やインターネット経由による情報の入手等のほか、各種業務システムに幅広く活用されており、その中枢機器は、非常用電源を備えた免震又は耐震構造の拠点施設に設置されている。

また、本庁、県民局、地域事務所等を結ぶ伝送路部分は、岡山情報ハイウェイを基幹としており、インターネットに接続するためにISP（インターネット接続業者）と契約している。

(ウ) 情報システム

岡山情報ハイウェイや行政ネットワーク以外の非常時優先業務の継続に不可欠な情報システム（共有仮想化サーバシステム、全庁共通システム、基幹システム共通基盤、統合共有ファイルサーバ、県ホームページシステム等）については、ネットワークの拠点と同様、その中枢機器は、非常用電源を備えた免震又は耐震構造の拠点施設に設置されている。

情報システム等の拠点施設と震災により想定されるリスク

システム等	拠点施設				
	本庁舎(本館)	中央NOC/ 県データセンター	県庁NOC・POP	各POP	民間データセンター
岡山情報ハイウェイ		◎	○AP	○AP	
行政ネットワーク	○	○	◎		
共有仮想化サーバシステム		◎正	○副		
基幹システム共通基盤		○			◎
全庁共通システム		◎			
統合共有ファイルサーバ		◎正	○副		
県ホームページシステム		○副	◎正		
免震・耐震	非耐震	耐震	免震	耐震	免震
想定されるリスク	建物の甚大被害	機器損傷			

POP：岡山情報ハイウェイの接続拠点。県民局、地域事務所及び単独出先事務所で使用する行政ネットワークは、ここを經由して接続される。

◎：最重要拠点施設（被災により情報システム又はネットワークの全てが停止。）

○：重要拠点施設（被災により情報システム又はネットワークの運用に重大な支障。）

AP：市町村のアクセスポイントを有するもの。

正：バックアップシステムを有する場合のメインシステムの設置場所。

副：バックアップシステムを有する場合のバックアップシステムの設置場所。

※ いずれの拠点にも非常用電源を備えているため、最大3日間程度は稼働できる。

イ 課題

(7) 拠点施設における影響

a 本庁舎（本館）

本庁舎（本館）の耐震性が低いため、ネットワーク機器の損傷やケーブルの断線により行政ネットワークの機能が停止し、その機能維持に依存する他システムが利用できなくなるおそれがある。

b NOC（ネットワーク管理センター）及び県データセンター

NOC及び県データセンターがある建物は、耐震構造であるが、免震構造ではないため、地震動により一部の機器が損傷を受ける可能性がある。

当該施設には、県の重要システムのサーバ機器等が設置されており、これらが損傷を受けた場合、岡山情報ハイウェイや行政ネットワークなどの情報基盤や、全庁共通システムや基幹システム共通基盤、統合共有ファイルサーバなどの業務基盤が停止するおそれがある。

c 県庁NOC・POP（接続拠点）

県庁NOC・POPは、本庁舎近くの建物に設置されているが、当該建物は免震構造であり、サーバ等が損傷を受ける可能性は低い。

d 民間データセンター

基幹業務システム（税務システム、統合財務会計システム、給与システム及び総務事務システム）の稼働に不可欠な基盤である基幹システム共通基盤のバックアップデータを保存するサーバ等は、免震構造の民間データセンターに設置されているため、基幹システム共通基盤が停止してもデータが完全消失する可能性は低い。

e その他の拠点施設

岡山情報ハイウェイの拠点施設であるPOPは、耐震構造であるが、免震

構造ではないため、機器が損傷を受けると、当該POP経由で行政ネットワークに接続する県民局・地域事務所、単独出先事務所や、岡山情報ハイウェイに接続する市町村等の通信が途絶する。

(イ) 岡山情報ハイウェイの光ファイバケーブル断線の影響

岡山情報ハイウェイは、光ファイバケーブルにより構成していることから、発災によるケーブルの焼損や電柱の倒壊等により、断線のおそれがある。

また、岡山情報ハイウェイは、経路のループ化等の対策を施しているが、これにより、断線が特定箇所・エリアにとどまらず、広範囲にわたる場合の信頼性まで確保されているものではない。

(ウ) 電気通信事業者設備被災の影響

NTT等の事業者回線が被害を受けた場合、それを利用している単独事務所等の行政ネットワークが利用できなくなる。

(エ) インターネット接続サービス不通の影響

ISPとの接続が不通になると、職員がインターネットを利用できなくなり、ホームページを通じた情報の提供・入手や、外部とのメールの送受信ができなくなる。

(オ) ホームページへのアクセス集中の影響

発災後、県のホームページにアクセスが集中し、ホームページシステムのサーバ負荷により、県民や県外の支援者等の閲覧に支障をきたすおそれがある。

(カ) 地域事務所等ネットワークへの影響

行政ネットワークの構成の一部である地域事務所及び単独事務所に設置されたネットワーク機器（コアスイッチ、フロアスイッチ等）は二重化されておらず、機器の損傷や通信ケーブルの断線により、ネットワークの機能が停止するおそれがある。

ウ 対策

(ア) 岡山情報ハイウェイ関係

a 迅速な復旧体制の確立

岡山情報ハイウェイ設備の障害対応については、災害時の対応方法について明確化を図る。

また、非常用電源の燃料補給については、岡山県石油商業組合との間の協定により、優先供給を受けることとしているが、設備に関する情報を事前に提供しておく等、災害時に円滑に供給を受ける体制を整える。

b 予備資機材の確保

現在、光ファイバケーブルの予備資機材を県内4箇所に数百mずつ保管しているが、広域災害時には入手が困難になることが懸念されるため、市町村等で構成する岡山県電子自治体推進協議会との協定に基づき、相互に応急復旧資材を利用できる体制を構築している。

c 予備機器と故障修理体制の確立

重要な通信機器については予備機等を有しており、運用保守業者による障害発生時の早期復旧や、通信機器メーカーによる故障修理対応の体制が確立されているが、災害時における対応方法についても明確化する。

(イ) 庁内ネットワーク関係

本庁の一部、県民局及び地域事務所の主要なネットワークについて、機器や回線の二重化を図る。

(ウ) 代替施設での業務実施

庁舎が使用不能となった場合には、代替施設で業務を継続する必要があることから、庁内ネットワークが設置されていない施設において速やかに業務を開始できるよう、各所属に閉域SIMを搭載したUSB Dongleを配付し、場所の制約を受けず庁内ネットワークに接続可能な環境を整備している。

(エ) インターネット接続関係

ISPとの契約に際し、東京や大阪等のIX（インターネット接続拠点）までのバックボーン回線（基幹回線）の二重化を図るなど、信頼性確保の条件を可能な限り盛り込んでいる。

(オ) 県ホームページへのアクセス集中対策

県ホームページには、急激なアクセス増加の際にも継続的に情報提供できるよう、アクセス負荷を分散させるための仕組み（CDN）を導入している。

また、災害発生の際に、アクセス集中が予想される県ホームページについて、必要な情報が継続して提供できるよう、コンテンツを必要最小限として軽量化した災害時用ホームページを運用するとともに、ヤフー（株）との協定により、県ホームページ及び防災ポータルサイトのキャッシュサイト（コピーされたウェブサイト）をヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供している。

(カ) 他県との連携

岡山情報ハイウェイを相互接続している鳥取県と連携し、ネットワーク機器や光ファイバケーブル等の予備資機材の相互貸与等、災害時における相互支援を実施する。

(キ) ICT部門の業務継続計画

岡山県庁BCPの個別計画として策定した「ICT部門の業務継続計画」に基づき、災害時においても、情報システム等を稼働、継続させるための事前対策等に取り組む。

6 その他

(1) 食料・飲料水

被害想定
水道供給施設や配水管等の損傷により断水が生じる。

ア 現状

(7) 職員用食料及び飲料水の備蓄状況

南海トラフの巨大地震等の大規模災害が発生した場合には、本県における防災体制は非常体制となることから、原則的に全職員が配置となり、職員用の食料及び飲料水が必要であるため、発災後3日間に必要となる食料等の備蓄を進めている。

(イ) 貯水槽(受水槽及び高架水槽)の状況

本庁舎では、庁内へ引き入れた上水を、受水槽で受けた後、加圧給水ポンプにより各所へ給水している。

県民局庁舎等においては、受水槽で受けた後、揚水ポンプで屋上の高架水槽までポンプアップし、重力による自然落下で各所へ給水している。

イ 発災後の対応

貯水槽及び給排水管の破損状況の確認

本庁舎の貯水槽は耐震措置済みのため破損しないが、給排水管については破損・漏水している可能性があるため、受水槽室の点検を行い、バルブの閉止等適切な処置を行う。また、感震器が作動している場合は給水本管が破損している可能性が高くなるため、感震器の作動状況を確認する。

県民局等においても、各施設管理者により、破損・漏水確認を行い、適切な処置をとる。

ウ 課題

(7) 職員用食料及び飲料水の不足等

職員が緊急参集する場合には食料及び飲料水が不足することが想定される。

(イ) 貯水槽での飲料水の確保

受水槽及び高架水槽の飲料水について、本庁舎においては3日分程度が確保されている。県民局等においても、槽の破損がなければおよそ1～2日分の飲料水が存置される。給水管の破断、漏水により給湯室等での使用が不可能でも、受水槽から直接供給することができる。

エ 対策

(7) 職員用食料・飲料水の確保対策

職員用の食料及び飲料水については、発災後1日目は全職員を対象に、2日目から3日目までは全職員の3分の1を対象に備蓄している。

また、職員に対し3日以上のご家庭内備蓄を推奨するとともに、緊急参集する

場合には1日分の食料と飲料水を持参するように周知するとともに、必要に応じて流通備蓄からの調達も検討する。

(イ) その他の飲料水の確保対策

庁舎等の給水施設が復旧するまでの間、敷地内の安全な場所に仮設の給水装置を設置する必要があるため、設置場所や必要水量等を明確化しておく。

(2) トイレ

被害想定
水道供給施設や排水管等の損傷等により長期間支障が生じる。

ア 現状

貯水槽(受水槽及び高架水槽)の状況

貯水槽本体の耐震措置が完了していない県民局等においては、槽の破損が想定される。また、配管についても破損・漏水等により、トイレ等への配水が停止することが予想される。

イ 発災後の対応

貯水槽及び給排水管の破損状況の確認

財産活用課及び県民局総務課等は、給排水管の破断等による漏水防止と衛生的な環境を保つため、発災後直ちに水洗トイレの使用禁止を職員に周知するとともに、給排水管の破損状況を確認する。

ウ 課題

スロッシング現象による受水槽及び高架水槽の破壊や、給排水管の破断等による漏水や、上下水本管の破損が予想されるため、当面の間庁舎内のトイレを使用することは不可能であると想定される。

※スロッシング現象:水槽内の液体が地震波に共振して「スロッシング」と呼ばれる大きな揺れ状態になる現象

エ 対策

職員用の携帯トイレについては、発災後1日目は全職員を対象に、2日目から3日目までは全職員の3分の1を対象に備蓄している。また、庁舎内のトイレ使用不能期間が長期にわたる場合を想定し、仮設トイレの設置場所や設置方法、要請先等を明確化しておく。

(3) 執務環境

被害想定
固定されていないオフィス家具(ロッカー、キャビネット等)が転倒・移動し、職員の身体への危険が懸念される。 パソコンが机上から落下し故障する可能性が高い。 窓ガラスの破片や机上の書類等が散乱する。

ア 現状

(7) オフィス家具の状況

ロッカーやキャビネットの上に書類等を置いており、転倒防止対策も実施されていない部所が多くある。

(イ) 窓ガラス等の状況

庁舎の窓ガラスは飛散防止対策がとられておらず、サッシについても鋼製建具のフロアが一部見受けられる。

また、事務デスクにガラスデスクマットを使用している部所が多くある。

イ 発災後の対応

執務スペースの確保

参集した職員は、迅速な非常時優先業務の実施を図るため、執務室内に散乱した書類、机、ガラス、ロッカー等を片付けて執務スペースの確保に努める。

ウ 課題

(7) オフィス家具の転倒等

ロッカーやキャビネット等のオフィス家具が転倒すると、職員の身体への危険が懸念されるほか、中身の書類等が散乱することから、片付け等に時間を要して、重要な業務の実施に支障を来すことが想定される。

(イ) 窓ガラス等の飛散

窓ガラスが飛散した場合は、室内外の職員等に大きな人的被害が発生する。

エ 対策

(7) オフィス家具の転倒防止対策

早急な対策として、ロッカーやキャビネットにストッパー式等の転倒防止器具を使用して、転倒防止対策を実施し、ロッカー等の上に書類や物を放置しないよう周知徹底する。

(イ) 窓ガラス等の飛散防止対策

安全性を高めるために窓ガラスに飛散防止フィルムを使用し、サッシが鋼製建具のフロアはアルミサッシに変更する。

また、事務機のマットには軟質なクリアデスクマットを使用するよう各所属課で徹底することが必要である。

(4) エレベーター

被害想定
柱、梁及び壁に亀裂が入るなど甚大な被害が発生した場合は、レールが変形し、運転が不可能となる。
電源を喪失した場合は、かご内に人が閉じ込められる可能性がある。

ア 現状

本庁舎にはエレベーターが12機設置されており、全エレベーターにおいて揺れを感知すると、地震管制運転機能が働き、最寄りの階に着床し、扉開閉後に運転停止する仕組みとなっている。

また、停電した場合でも、稼働中のエレベーターは自動ブレーキにより停止し、非常用発電機からの電源供給後、運転が再開される仕組みとなっている。

県民局等のエレベーターについては、耐震措置されていないものもあり、早急に対応する必要がある。

イ 発災後の対応

財産活用課は、エレベーターの運転・監視装置により稼働状況を確認する。

また、エレベーターかご内の閉じ込め発生の有無について確認を行うとともに、エレベーター専門保守要員等の派遣要請を行い、閉じ込められた利用者の救出・復旧を図る。

なお、エレベーターの運転停止をアナウンスする。

ウ 課題

耐震対策されていないエレベーターを含め、柱、梁及び壁に亀裂が入るなど甚大な被害が発生した場合に、レールが変形することなどが想定されるため、運転が不可能となる。

また、非常用発電機からの電源供給がない場合は、利用者がかごの中に閉じ込められる場合が想定される。

エ 対策

大規模地震等災害発生時におけるエレベーターの点検作業や、利用者が閉じ込められた場合を想定した救出訓練を実施するなど、専門保守要員や消防との連絡・連携を深める。

また、長時間エレベーターに閉じ込められた場合の不安を軽減するため、飲料水、食料、トイレキット、消臭スプレー等を収容し、それ自体も簡易洋式便座に変形できるエレベーター専用の備蓄ボックスの設置について検討する。

(5) その他（庁用自動車・仮眠スペース・消耗品）

ア 庁用自動車

(ア) 現状

知事部局、教育委員会は、庁用自動車を集中管理しており、令和4年度の保有・稼働状況は次のとおりである。

庁用自動車（一般車両） 約780台

(イ) 課題

大規模災害が発生した場合には、ガソリンスタンドでの給油が困難となり、庁用自動車を活用した災害対応業務の実施に支障がでることが想定される。

(ウ) 対策

庁用自動車の使用に際しては、岡山県庁用自動車管理規程により燃料残量が2分の1以下とならないよう義務付けており、初動時の機動力確保のため、返納時の残存燃料の確保を徹底する。

また、県石油商業組合と大規模災害発生時の燃料供給について協定を締結しており、燃料確保に努めている。

イ 仮眠スペース

(ア) 現状

職員向けの仮眠室は整備されておらず、職員用の毛布も備蓄されていない。

(イ) 課題

大規模地震等の災害の発生により甚大な被害を受けることが想定される県庁舎では、職員の安全確保の観点から、会議室等を仮眠スペースとして使用することは、実質的に困難となる。

(ウ) 対策

耐震化された県立図書館等のフロアを一部職員用の仮眠スペースとして確保するとともに、近隣宿泊施設についても検討対象とする。

ウ 消耗品

大規模災害の発生後には、コピー用紙やトナー等の入手が困難となることから、消耗品については日頃から災害対応を意識し、必要数量を確保しておく。

第5 指揮命令系統の確立

発災時に迅速かつ的確に業務を遂行するためには、必要資源が確保されることに加えて、指揮命令系統が確立されることが重要となる。

県では、決裁者等が死傷等により不在となる場合には、岡山県事務処理規則（昭和44年岡山県規則第55号）第13条及び第14条（人事委員会事務局にあっては、岡山県人事委員会事務局処務規程（昭和36年岡山県人事委員会訓令第1号）第5条及び第6条、労働委員会事務局にあっては岡山県労働委員会事務局の組織及び事務処理に関する規則（昭和31年岡山県規則第47号）第7条及び第8条、監査事務局にあっては岡山県監査事務局処務規程（昭和39年岡山県監査委員訓令第2号）第4条及び第5条、教育庁にあっては、岡山県教育委員会事務決裁規程（昭和42年岡山県教育委員会訓令第3号）第11条から第13条まで）の規定に基づく代決制度を活用し、意思決定を行うこととするが、不測の事態等を想定し、次の基本的考え方を参考に、各部所ごとにあらかじめ検討し、適切な対応をとる必要がある。

（基本的な考え方）

- ・ 非常時優先業務は第二次代決者も代決可能とする。
- ・ 決裁者等と代決者との連絡がスムーズに行くよう、関係者について、役職名、氏名、住所、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス等を把握する。
- ・ 決裁者等の親族の死傷、自宅の損壊等により登庁できないときは、決裁者等は至急連絡し、代決者を定める等、指揮命令系統を早急に確立する。
- ・ 決裁者等と連絡がとれない場合でも、決裁者等からの連絡を待つことなく、必要に応じ代決者は意思決定を行う。
- ・ 代決者が的確な意思決定を行えるよう、可能な業務については一定の判断基準等をあらかじめ用意しておく。
- ・ 決裁者等と代決者の両方が不在となる場合も想定し、担当業務以外の課長、班長等を代決者とするなども検討し、必要な事前準備を行う。

なお、知事が不在の場合は、副知事、危機管理監、危機管理課長の順位で知事の職務を代行する。

第6 岡山県庁BCPの定着・訓練

1 計画の定着

大規模災害が発生した場合には全庁的な対応が必要となる。業務の継続性を確保するためには、平常時から全職員が業務継続の重要性を十分に理解した上で、各職員ごと、さらには各部所ごとに担うべき役割等を認識しておく。

特に非常時優先業務については、担当者だけでなく副担当者も当該業務に習熟しておくとともに、その他の職員でも対応できるよう取扱いに関するマニュアルを各所属において作成するなどの準備を行う。

2 訓練等の実施

発災時に的確に業務継続計画を実行するためには、本計画の理解・浸透とともに、

計画どおりに遂行するための対応力を向上させることが重要となってくる。そのためには、定期的に訓練を行い、計画の実効性の確保に努めるとともに、訓練を通じて問題点の洗い出し、計画の見直しにつなげていく。

本県では、大規模災害時に迅速かつ的確な情報収集や災害対策指示が行えるよう、図上及び実動訓練を定期的に行っているが、業務継続に関する項目事項を訓練に盛り込む。

また、全体的な訓練が困難な場合には、各部、各課単位で責任者の連絡体制や、非常時優先業務の取扱方法等を定期的にチェックするなどにより、対応力を維持、継続を図る。

(訓練内容の例)

- ・代替災害対策本部設置・運営訓練
- ・職員の安否確認、職員の参集確認、代決者の指定等指揮命令等の確認
- ・重要記録・データ、情報システムの確認
- ・資機材・食料等の確認
- ・非常時優先業務の実施

第7 業務資源の確保等に関する今後の取組

本計画で明らかとなった業務資源確保の問題は、防災拠点としてまた非常時優先業務を行うに当たり、いずれも深刻かつ喫緊の課題である。

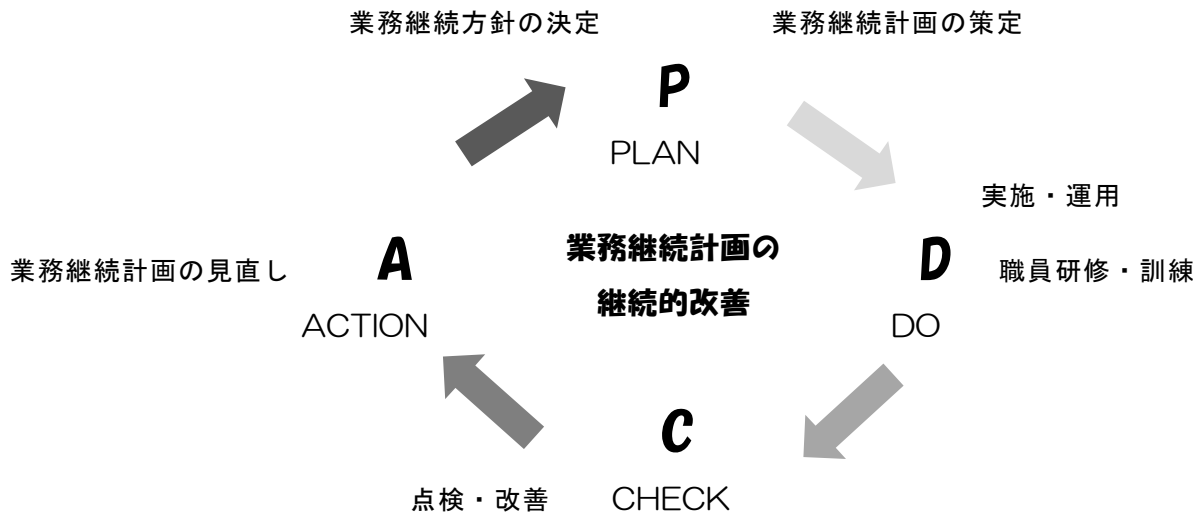
関係各課は、大規模災害時における業務継続計画を実施する上で、本県が抱える課題を十分に理解し、全庁をあげて問題点の解決に向けて取り組む。

特に、県庁舎は防災対応の根幹となる非常に重要な資源であるため、耐震性が低い県庁舎の計画的な耐震改修を行うとともに、非常時において電力、情報通信など必要な機能が確保されるよう、その整備に取り組む。

また、非常時優先業務について、担当以外の職員でも対応できるよう、各所属で個々の業務マニュアルの整備に取り組む。

第8 計画の継続的改善

業務継続計画は、分析や対策を通じて明らかになった課題に対する取組状況を評価していくとともに、訓練等を通じて明らかとなった問題や課題等を踏まえて、より具体的な行動計画となるよう、継続的に改善を行う。また、組織の改編や業務資源等の状況変化があった場合には必要に応じて見直しを行う。



【業務継続力向上のためのPDCAサイクル】

大規模災害時における業務継続計画
令和5年4月 改正

岡山県（知事直轄危機管理課）
TEL 086-226-7293